熊本大学大学院法曹養成研究科
における組織評価
自己評価書

平成 30 年 9 月 28 日

１７．大学院法曹養成研究科

目次

Ⅰ熊本大学大学院法曹養成研究科の現況及び特徴 4
Ⅱ　教育の領域に関する自己評価書 6
　１．教育の目的と特徴 7
　２．優れた点及び改善を要する点の抽出 7
　３．観点ごとの分析及び判定 8
　４．質の向上度の分析及び判定 20
Ⅲ　社会貢献の領域に関する自己評価書 21
　１．社会貢献の目的と特徴 22
　２．優れた点及び改善を要する点の抽出 22
　３．観点ごとの分析及び判定 22
　４．質の向上度の分析及び判定 32
Ⅳ　国際化の領域に関する自己評価書 33
　１．国際化の目的と特徴 34
　２．優れた点及び改善を要する点の抽出 34
　３．観点ごとの分析及び判定 34
　４．質の向上度の分析及び判定 40
Ⅴ　管理運営に関する自己評価書 41
　１．管理運営の目的と特徴 42
　２．優れた点及び改善を要する点の抽出 42
　３．観点ごとの分析及び判定 42
　４．質の向上度の分析及び判定 62
Ⅵ　男女共同参画に関する自己評価書 63
　１．男女共同参画の目的と特徴 64
　２．優れた点及び改善を要する点の抽出 65
　３．観点ごとの分析及び判定 65
　４．質の向上度の分析及び判断 67

Ⅰ熊本大学大学院法曹養成研究科の現況及び特徴

1　現況

（１）　学部等名：熊本大学大学院法曹養成研究科

（２）　学生数及び教員数（平成 30 年５月１日現在）

：学生数４人、専任教員数（現員数：16 人、育休１人）

2　特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、九州中央に位置し、熊本市（人口約 74 万人）中央区黒髪の緑豊かなキャンパスにあり、熊本大学法学部･法学研究科を母体とし、ここから独立する形で平成 16 年４月に開設された。

九州中南部地域ではそれまで、法曹(とりわけ弁護士)の数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にあった。また、複雑化・多様化する社会において生起し増大する法的紛争に、法廷の内外を問わず、公正かつ迅速に対応する法曹養成が課題とされていた。これらの要請に応えるため本研究科は設立され、地域に密着し新たな法的ニーズにも的確に対処できる質の高い法曹の増加が求められていた。開設以降これまでに本研究科は 58 人の法曹を社会に送り出している。その多くは熊本地域を中心に紛争解決に向けた弁護士活動を多面的かつ精力的に行っている。

今後とも、21 世紀を担う法曹には、基礎的かつ普遍的な法曹としての能力に加えて、地域特有の法的ニーズに応える能力、さらには、たとえばグローバル化する経済や少子･高齢社会の中で新たに生起する法的問題を解決する能力が必要である。この様々な社会的要請に応えるために、本研究科は、とりわけ次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成している。第一は、家庭医としての能力。すなわち、住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。これらの法的能力のみならず、豊かな人間性、幅広い教養、高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成をめざし、本研究科は、教育課程を「法理論の基礎」、「法理論の応用」、「法実務の基礎」の３つのステージで構成し、法理論教育を段階的に行うとともに、その後に法理論の具体的適用･応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育課程を置き、プロセスとしての法曹養成を強く意識した教育を行っている。このため、１年次については２年次に進級する際に、２、３年次についてはセメスターごとに、進級判定制度を導入し、本研究科における法曹養成教育が段階的かつ完結的となるよう目論んでいる。さらに、平成 19 年度からは、GPA を進級判定制度と修了認定制度に導入し、これら一層の厳格化を図っている。

本研究科は、入学定員 16 人(平成 26 年度から)のもと、入学試験を複数回、複数試験場で実施し、入学機会を広く提供して受験者を幅広く集めるとともに、厳格な入試判定を行ってきた（平成 28 年度募集停止まで）。その上で、徹底した少人数教育を実践し、教育効果を高めるため、シラバスの電子化、法情報データベースの利用等、IT 教育環境を整備･活用している。また、インストラクター制度等の導入により、学生の履修指導のみならず、生活指導もきめ細かく懇切丁寧に行っている。さらに、学生への生活支援として、本研究科独自の奨学金給付制度も設けている。

3　組織の目的

1）教育上の理念及び目標

21 世紀、わが国においては、「IT 技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、複雑化・多様化した現代社会において、

次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけではなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用･応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質･能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念･目標としている。

２）養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。

Ⅱ　教育の領域に関する自己評価書

１．教育の目的と特徴

１）大学院法曹養成研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論と実務を架橋する教育を強く意識した段階的な法曹養成教育を行うことで、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的とする専門職大学院である。

２）本研究科は、家庭医としての能力（地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力）と専門医としての能力（公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生という新しい法的ニーズに対応できる能力）を兼ね備える質の高い法曹養成を教育目的とし、①高度で専門的職業能力を有する人材を養成し、②その目標が適切に達成されているかを検証・改善するという目標を設定している。

３）本研究科の教育目的である、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを実現するため、法律家になるための適性や学力を有する者のほか、豊かな社会経験のある社会人を受け入れている。

４）本研究科は、入学定員を 16 人（【資料 A-1-1-1-3】ただし、平成 27 年度に平成 28 年度募集停止）として徹底した少人数教育を行うと共に、研究者教員と実務家教員からなるインストラクター制を導入して、学習や学生生活についてきめ細かい指導を行っている。

５）本研究科は、附属臨床法学教育研究センターを設置し、法理論と実務を統合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。学生は、本研究科専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務の技能を学んでいる。

６）本研究科は、平成 19 年度及び 24 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価を受審し、いずれも評価基準に適合しているとの認定を受けている。しかしながら、27 年度に 28 年度の学生募集を停止した影響もあり、29 年度に受審した認証評価では、不適合と評価された。

［想定する関係者とその期待］

以上の目的・特徴等に照らし、本研究科は在学生・受験生、その家族、修了者とその雇用主、地域社会等の関係者を想定し、在学生らからは法曹としての課題発見・解決能力を涵養すること、修了者らからは法曹としての課題発見・解決能力を発揮して法曹として活躍すること、地域社会からは地域の法的ニーズに応える法曹を養成することなどの期待を受けてきた。

２．優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

・入学生は、法学部出身者のみではなく、社会人・非法学部生の比率も大きく、３年標準コースを基本とし、当初からの法科大学院設置の理念・趣旨に合致している。
・教員は、研究者教員と実務家教員とがバランスよく配置されており、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うための必要で高度な能力を有している。
・入学定員 16 人(平成 26 年度から)で、少人数教育のなかで、きめ細かな指導をしている。
・本研究科を修了し、司法試験に合格し法曹になった者の地域(九州・熊本)への定着率が高く、地域への貢献が大きい。

【改善を要する点】

・司法試験合格率を上昇させる努力が必要である。

３．観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ　教育活動の状況

観点　教育実施体制

（観点に係る状況）

専門職大学院である本研究科は、法曹養成専攻からなり、家庭医と専門医としての２つの能力を有し、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的とする。

本研究科は、法曹養成のために必要な教育を体系的に行うために専任教員を 17 人（学内措置によるみなし専任教員２人を含む)、兼担・兼任教員を 31 人、合計 48 人を置いており、専門職大学院の設置基準を満たしている。また、研究者教員と実務家教員のバランスは適切であり、法律基本科目群をはじめとする各科目群に専任教員がもれなく配置されている(資料 A-1-1-1-1、A-1-1-1-2)。研究者教員が専攻分野について教育上・研究上の優れた業績をもち、実務家教員は、弁護士、検察官、裁判官等の経験を有しており、教育分野についての高度の技術・技能や優れた知識を有している。このことは、認証評価の結果から明らかである。

（認証評価の結果 http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/evaluation1.html）

本研究科は、教員の教育力向上のため、教務 FD 委員会及び学生支援委員会を設置し、組織的かつ継続的に次の活動を行っている。①授業アンケートの実施、②前学期と後学期に授業参観と授業評価を行うこと、③学期ごとの学生への成績配付の前にインストラクター会議を開き、学生の成績状況と授業に対する意見を検討すること、④教育内容及び教育方法改善のための講演会を実施すること、⑤教育内容及び教育方法の改善のための情報や研究成果を収集すること。

とりわけ、②においては、授業参観の目的、対象科目、期間等を毎回定めて実施し、参観者には「授業で気づいたこと」、「自らの授業改善に参考になったこと」等について記入する「授業参観報告書」の提出をもとめている(資料 A-1-1-1-4、A-1-1-1-5、A-1-1-1-6、A-1-1-1-7)。これらの資料は、教務 FD 委員会でまず検討分析し、「授業評価のための会議」の討議資料としている。また、これらの結果は、インストラクター会議等においても参照されている。

さまざまな FD 活動と並んで、教育プログラムの質保証・質向上の一環として厳格な成績評価が求められる。このため、本研究科では、成績評価及び評価基準等を定め(資料 A-1-1-1-8)、教員に成績評価の際に周知するとともに、これを学生には学生便覧やシラバスなどで明示している。また、成績評価に質問や疑問のある場合に、学生は所定の手続を経て、質問・疑問を提起し、最終的には異議を申し立てることができる(資料 A-1-1-1-9、A-1-1-1-10、A-1-1-1-11)。

資料 A-1-1-1-1　専任教員数　　H29.5.1 現在

区分	専任教員					兼担・兼任教員
	専任教員	専・他	実・専	実・み	合計	
教授	5	0	1	2	8	31
准教授	8	0	0	0	8	
講師	1	0	0	0	1	

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-2　科目別の専任教員数（延べ人数）　H29.5.1 現在

法律基本科目							法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
1	1	3	2	1	1	1	3	0	7

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-3　学生定員と現員

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入学定員	16	16	—	—
現　員	1 年次　15 2 年次　12 3 年次　6	1 年次　13 2 年次　12 3 年次　11	1 年次　2 2 年次　12 3 年次　5	1 年次　0 2 年次　3 3 年次　10
	計　33	計　36	計　19	計　13

※H28 年度募集停止

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-4　教育関係各種委員会等

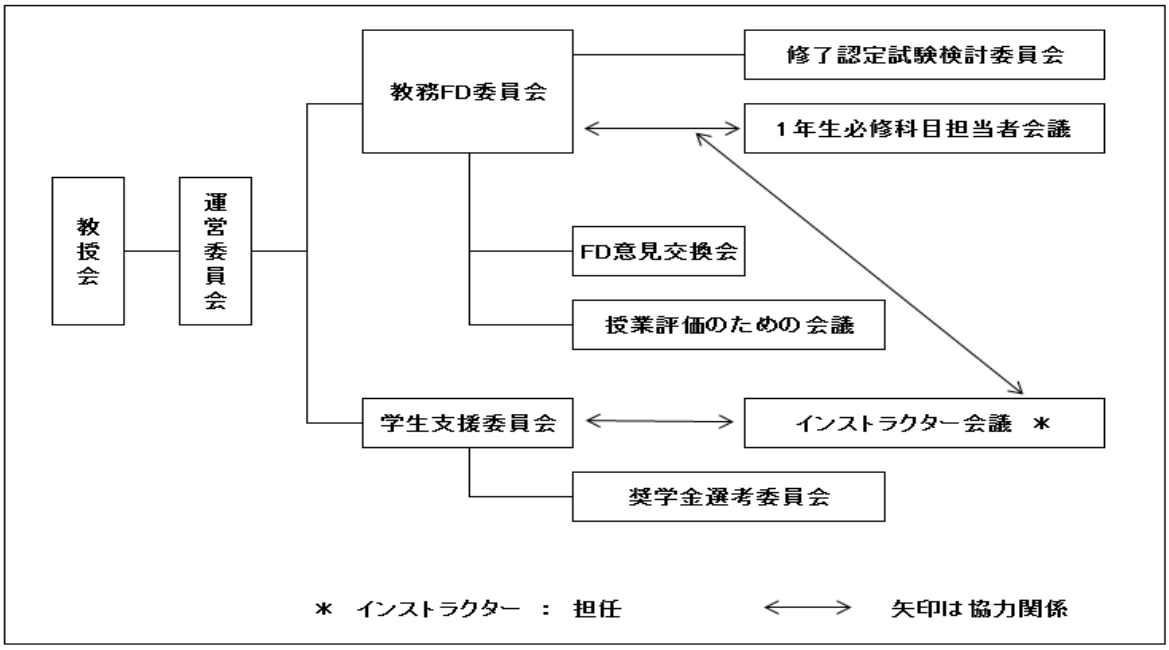

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-5　授業参観の実施依頼

平成２９年１０月１９日

法曹養成研究科教員　各位

FD 委員長
岡本　友子

平成２９年度後学期授業参観の実施について（依頼）

標記のことについて、下記のとおり行いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

記

１.実　施　期　間：平成２９年１１月６日（月）～１１月１６日（木）
２.参観の申し込み方法：参観科目回答票(別紙１)に参観希望の有無を記入し、**１０月２５日(水)**までに教務担当(lawschool@jimu.kumamoto-u.ac.jp)に提出。
３.参加後の対応：１)授業参観報告書(別紙２)を**１１月２４日(金)**までに教務担当に提出。
２）意見交換会(平成２９年１１月２９日(水)開催)へ出席。
４.その　他：詳細は、実施要領をご覧ください。

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-6　授業参観の実施状況（H29 年度後期）

平成29年度後学期授業参観(回答票)

※氏　名:
授業参観日:　11月6日(月)　～　11月16日(木)
意見交換会日:　11月29日(水)　14時30分～16時00分　共用会議室
※意見交換会の参加の有無:　参加　・　不参加
※「氏名」、「意見交換会の参加の有無」、各科目の「参加の有無」欄に入力願います。

		11月6日(月)	11月7日(火)	11月8日(水)	11月9日(木)	11月10日(金)	11月13日(月)	11月14日(火)	11月15日(水)	11月16日(木)
1限	科目名									
	教室									
	参加の有無									
2限	科目名									
	教室									
	参加の有無									
3限	科目名				刑事公判演習					
	教室				法廷教室					
	参加の有無									
4限	科目名	福祉と法				企業法務	福祉と法			
	教室	遠隔講義室				遠隔講義室	遠隔講義室			
	参加の有無									
5限	科目名			高齢者財産管理と法	法と経済学	企業法務			高齢者財産管理と法	法と経済学
	教室			遠隔講義室	F103	遠隔講義室			遠隔講義室	F103
	参加の有無									
6限	6限		消費者法					消費者法		
	教室		F103					F103		
	参加の有無									

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-7　授業参観報告書

参観科目・担当教員名	科目: 刑事公判演習 担当教員:●●先生
参観日時・テーマ	2017年 11月 9日 12時 50分 ～ 14時 20分 テーマ: 刑事模擬裁判における証人尋問の実技演習
授業で気づいたこと	【授業の内容・方法など】 ・ 授業進行においては基本的には、裁判官、検察官そして弁護人の役にそれぞれ担当する院生に委ねており、すべての手続が終了してから、講評をするようにしていたこと、それによって、院生たちは、刑事手続上のルールの理解を前提として、自分で状況を考え、そして判断することが求められていたこと ・最後に院生の演じた内容について、原理原則（そもそも何のための手続なのか、その目的は両当事者にとって何か）を明確にすることによって、院生たちがなすべきことをより意識するように工夫、指導されていたこと
自らの授業改善に参考になったこと	【授業の内容・方法など】 ・院生とするとつい、目先のこと、細かい知識のことへとはまり込んでいく傾向がある。そのために、指導者としては、森（全体的な大きな目標）を見つつ、個々の木（一つ一つの課題）を、森の中の位置づけを明確にすること、意識させることが大切であると感じた。 ・また、院生に対して、どの場で指導のための声掛けをするのかは悩ましいところである。なんでもかんでも指摘すれば、「正解は先生が知っている」という法学における真理の多様性に反する結果となり、受け身的な講義となってしまう。 いろいろ考えさせられる演習であった。

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-8　成績評価及び評価基準等について

成績評価及び評価基準等について

1. 成績表の入力方法等

(1)成績評価と点数の対応は以下のとおりです。

各科目の最低到達目標に達している者の評点を60点とする絶対評価とします。

評語	評価基準	評点
秀	到達目標を充分に達成し、きわめて優秀な成績をあげている	100～90点
優	到達目標を充分に達成し、優秀な成績をあげている	89～80点
良	到達目標を概ね達成している	79～70点
可	到達目標を最低限達成している	69～60点
不可	到達目標を達成していない	59～0点

(注)リーガル・クリニック、エクスターンシップは入学年度に関わらず「合格」・「不合格」で表します。

(2)合格(「可」以上)と不合格(「不可」)の評価は絶対評価とします。

(3)厳格な成績評価に努めてください。定期試験を必ず実施し、平常点だけで成績評価することは避けてください。また、成績評価は原則として絶対評価としますが、全体として、「秀」や「優」に著しく偏った成績評価とならないよう努めてください(目安として「秀」と「優」合計で2割程度を上限としてください)。

(4)平常点については、質問に適切に答えられた回数、議論に有益な自主的発言の回数、レポート・小テスト等を総合して評価してください。出席それ自体を加点するいわゆる「出席点」は採用しないでください。

(5)授業担当者は、SOSEKI(学務情報システム)に成績評価の点数(素点)を入力してください。(兼任教員は、別添の成績記入表に成績評価の点数(素点)を記入し、押印の上で法曹養成研究科教務担当へ提出してください。提出していただいた成績は、法曹養成研究科教務担当にてSOSEKI(学務情報システム)に入力し、学生へ公表いたします。

(6)定期試験を受験しなかった者については×(未受験)と入力してください。履修登録をしたが、定期試験を受験しなかった科目の成績評価は、「不可」となります。なお、定期試験当日、学生が病気、忌引き等により試験を受けることができなかった場合には、追試験を実施することがありますので、ご承知置きください。

2. 学生への成績発表

成績評価は、SOSEKI(学務情報システム)を通じて発表されるので、学生はこれによって単位取得の有無等を確認します。

3. 成績評価基準・答案の返却等

試験の答案は、授業担当者が添削し、採点をしたうえで、法曹養成研究科教務担当へ提出してください。学生への答案の返却は法曹養成研究科教務担当がまとめて行います。授業担当者は、成績評価にあたっては評価基準(答案の採点基準を含む)を作成し、定められた期日までに所定の形式でTKC(法科大学院教育研究支援システム)に登録してください。(兼担・兼任教員は、法曹養成研究科教務担当へ提出してください。)　法曹養成研究科教務担当のアドレス　jsj-hougaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

（出典：法曹養成研究科教授会資料）

資料 A-1-1-1-9　成績についての疑義・異議申立について（申し合わせ）

成績についての疑義・異議申立について（申し合わせ）

［平成25年　7月10日法曹養成研究科教授会承認］

【成績発表】

1. 担当教員は、各学期の定期試験について、以下の日（以下、成績提出締切日という。）までに SOSEKI へ成績を入力する。
　　前学期：前学期定期試験期間最終日から土・日・祝日を含む 15 日後
　　後学期：後学期定期試験期間最終日から土・日・祝日を含む 10 日後
2. SOSEKI への入力が不可能な非常勤講師については、成績提出締切日までに教務担当まで成績記入表を提出する。教務担当は、提出された成績記入表に基づき、SOSEKI へ成績を入力する。
3. 学生は、成績提出締切日の翌日（以下、成績発表日という。）から SOSEKI で成績を確認する。

【答案返却等】

4. 担当教員は、成績提出締切日までに教務担当へ答案を提出する。
5. 教務担当は、成績発表日から土・日・祝日を除く 1 日後から学生へ答案を返却する。ただし、後学期定期試験において、修了対象者以外の学生に限り、成績発表日から土・日・祝日を除く 3 日後から学生へ答案を返却する。
6. 担当教員は、各学期の定期試験に係る評価基準・講評について、学生へ答案を返却する日と同日までに、別に定める方法で公表する。

【質問・疑問の受付】

7. 学生は、成績発表日から SOSEKI で成績を確認し、質問や疑問がある場合には、以下の期間において担当教員にその旨申し出る。
　　前学期：成績発表日の土・日・祝日を除く 1 日後から、3 日以内
　　後学期：成績発表日の土・日・祝日を除く 4 日後から、3 日以内。ただし、修了対象者に限り、成績発表日の土・日・祝日を除く 3 日以内
8. 教員は、学生から質問や疑問の申し出を受けたときは説明に努めなければならない。

【教務委員会のあっせん】

9. 学生は、担当教員と面談ができない場合、または回答が得られない場合、教務委員会に対し、当該教員について、面談または回答に応じるようあっせんを求めることができる。
10. 教務委員会は、上記の申し出に応じ、当該学生と担当教員との協議ができるよう、あっせんを行う。

【異議申立】

11. 教務委員会のあっせんによっても当該担当教員との協議ができない場合、回答が得られない場合、その他著しく不公正な事情がある場合、学生は、担当インストラクターと相談の上、以下の期間において別に定める方法で異議を申し立てることができる。
　　前学期：成績発表日の土・日・祝日を除く 4 日後から、3 日以内
　　後学期：成績発表日の土・日・祝日を除く 4 日後から、4 日以内。ただし、修了対象者に限り、成績発表日の土・日・祝日を除く 3 日以内
12. 教務委員会は、上記異議申立の内容について審議し、別に定める方式にしたがい、意見書を作成する。教務委員会は、上記異議申立について、必要と認めた場合には、調査委員会を組織することができる。調査委員会は、教務委員長・当該教科関連科目の教員・他の教員各 1 名で組織する。
13. 調査委員会は、上記異議申立の内容について審議し、教務委員会に対し、別に定める方式にしたがい、報告書を提出する。
14. 教務委員会は、意見書の内容および回答を求める旨担当教員に通知する。
15. 担当教員は、当該意見書に対し、すみやかに回答書を作成し、教務委員会に提出する。このとき、担当教員は、成績の修正を認めるときは、所定の修正手続を行う。
16. 教務委員会は、意見書および回答書について、必要があると認めるときは、教授会の審議を求めることができる。

【その他】

17. 集中講義等の日程については、別に定める。

（出典：法曹養成研究科教授会資料）

資料 A-1-1-1-10　成績についての疑義・異議申立について（告示）

告　　示

平成２９年　７月１３日

学 生 諸 君 へ

法曹養成研究科長

本学では、厳格な成績評価を実施しています。
本研究科においても、その一環として従来にならい、質問や疑問がある場合は、下記により受け付けます。また、それでも解決できなかったときは、異議申立てを受け付けますので、お知らせします。

記

【成績発表】
全学生　平成２９年８月２１日（月）　SOSEKI（学務情報システム）で確認してください。

【答案返却】
全学生　平成２９年８月２２日（火）　教務担当窓口で返却いたします。

【質問及び疑問の受付】
履修した授業科目の成績評価について、当該授業担当教員に対する質問及び疑問を受け付けます。
１．期　間
全学生　平成２９年８月２２日（火）～平成２９年８月２４日（木）
２．方　法
当該担当教員または法曹養成研究科教務担当まで口頭で申し出てください。（直接教員に申し出る場合、可能であればメール等で面談を予約してください。）
ただし、担当教員と面談ができない場合、または回答が得られない場合には、教務 FD 委員会があっせんを行いますので、すみやかに教務担当を通じて申し出てください。

【異議申立ての受付】
教務 FD 委員会のあっせんによっても当該担当教員との協議ができないとき、回答が得られないとき、その他著しく不公正な事情がある場合は、異議申立ても可能です。所定の手続がありますので、法曹養成研究科教務担当を通じて、次により申立てを行ってください。
１．期　間
全学生　平成２９年８月２５日（金）～平成２９年８月２９日（火）
２．場所・調査委員会等

	受付係	所掌委員会	備考
専門教育の科目	法曹養成研究科教務担当	法曹養成研究科教務 FD 委員会・調査委員会	必要に応じ、事情を聴取することがあります。

３．方　法
書面の提出によります。書類は法曹養成研究科教務担当に用意してあります。

【成績の確認、履修科目の追加登録・変更】
① 成績に変更があった場合は、SOSEKI により必ず確認してください。
② 成績が変更されたことに伴い、履修科目の追加登録や変更の必要性が生じた場合は当該研究科の教務担当に相談してください。

（出典：法曹養成研究科教授会資料）

資料 A-1-1-1-11　成績評価に係る異議申し立て（フロー）

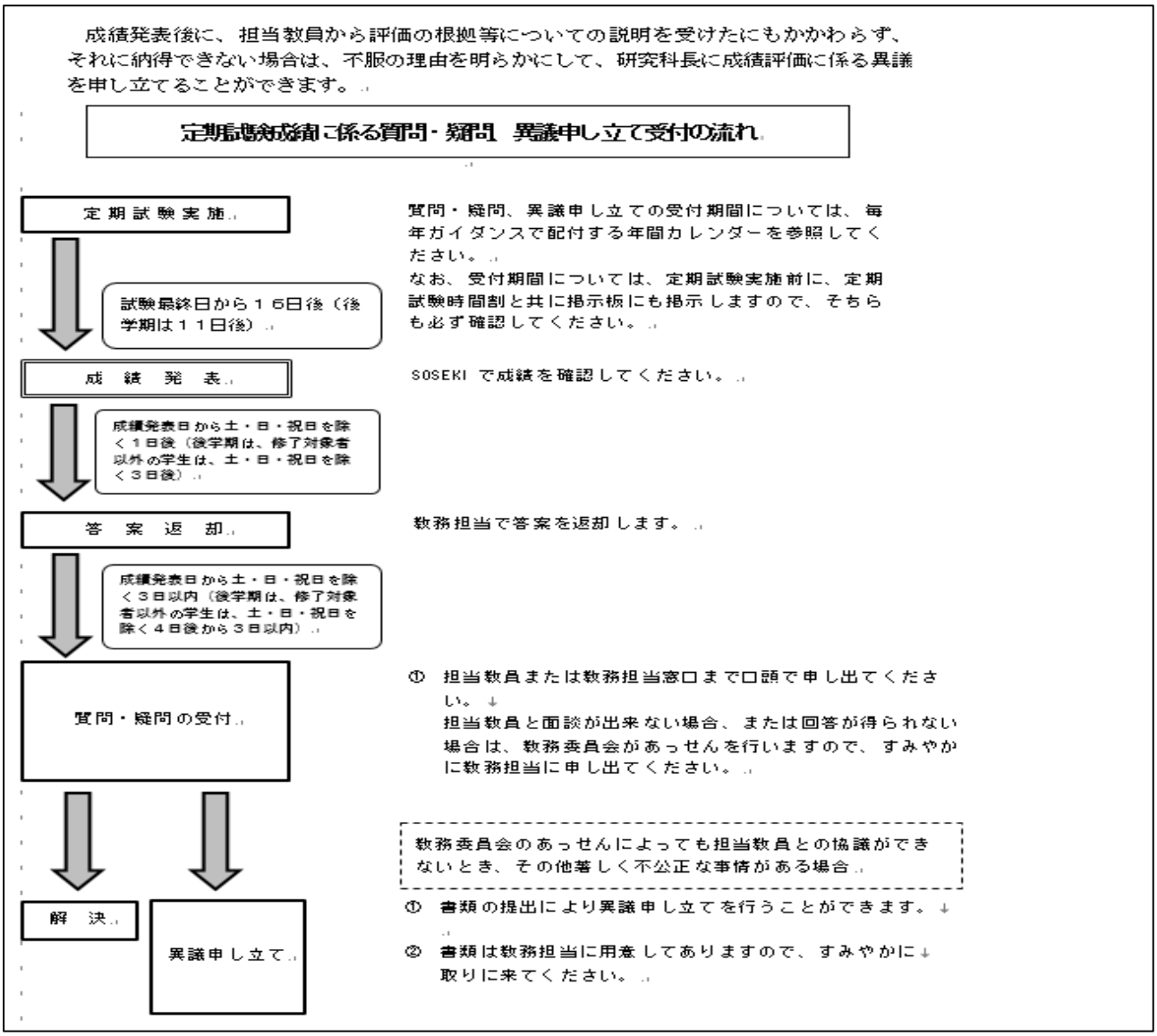

（出典：法曹養成研究科教授会資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科の教員組織は、能力・経験のある研究者教員・実務家教員をバランスよく配置され、専門職大学院としての目的を達成するために、効率的に編成されている。さらに、各種 FD 活動も盛んに行うとともに、シラバスの工夫や異議申立て制度などを設けることにより、教育プログラムの質保証・向上を図っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　教育内容・教育方法

（観点に係る状況）

本研究科はディプロマ・ポリシー（DP）を定め、教育課程を編成している。(資料 A-1-1-1-12)この教育課程においては、家庭医としての能力に加えて、専門医としての能力を有する法曹を養成する。このために、社会に生起する種々の法的問題を合理的に解決するための法理論を学ぶ理論教育と要件事実や事実認定の基礎を学ぶ実務教育とを架橋することを強く意識している。本研究科のカリキュラム編成においては、法律基本科目群、法律実務

基礎科目群、基礎法学･隣接科目群、展開・先端科目群からなる授業科目について、適切な年次配当を行うとともに、社会の新しいニーズに対応した専門医としての能力を養成するために、４つの履修モデルを呈示している(資料 A-1-1-1-13)。

各授業科目において履修条件を定めることで､学生は１年次に法律学の｢法理論の基礎」から始めて、２年次を中心に「法理論の応用」に進み、さらに３年次を中心に「法実務の基礎」に至り、段階的かつ完結的に学べるようにしている。このため、本研究科は、GPA 制度を導入し、進級要件は GPA1.8 以上、修了要件は GPA2.0 以上としている。なお、GPA 1.8 以上 2.0 未満の者には、修了者認定試験を行うことになっている。以上のように、本研究科では、学生の段階的・系統的かつ完結的な履修に資するように、カリキュラムを適切に編成している。

さらに、学生に対しては、学年チーフインストラクターやインストラクターによる日常的な指導を行っている。法学未修者は法律の基本的な考え方や学習方法についても大きな疑問や不安を抱くことが多いことから、インストラクターによる個別的かつ日常的な指導は、とりわけ法学未修者にとって極めて重要な意義を持つものである。

学生の主体的な学習のために、自習室などの施設の充実とともに、いつでもどこでも法文献･判例の検索ができるインターネット環境を備えている。これにより、学生は、講義を受ける前に、ネット上の電子シラバスを読むことによって、その内容を理解し、効果的に予習することが可能となる。このために、電子シラバスには､「履修条件」の他に､「学習の目標」､「試験・成績評価の方法」などが記載されている(資料 A-1-1-1-14)。

資料 A-1-1-1-12　本研究科のディプロマ・ポリシー

(1) 高度な専門的知識・技能及び研究力 法理論の基礎的知識のみならずその応用的能力をもち､法理論に裏付けられた実務的能力を身に付け、専門的な法的ニーズにも対応できる高度な能力を持っている。 (2) 学際的領域を理解できる深奥な教養力 幅広い教養を備え、法的な専門的知識のみならず、法に隣接する歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的観点から､人間や社会の在り方について物事を全体的に把握する能力を修得している。 (3) グローバルな視野と行動力 外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて､物事を相対的･批判的に把握する力を身に付け、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている。

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 A-1-1-1-13　本研究科の養成する法曹像及び教育課程との関連図

養成する特色ある法曹像及び教育課程と関連図

新しい法的ニーズ
「公共政策法務」　「高齢者福祉と財産管理」　「企業コンプライアンス」　「企業再生」

	法律基本科目群	法律実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
3年次	行政法発展　憲法演習 行政法演習　公法総合演習 商法発展Ⅱ　商法演習 民事法演習Ⅰ・Ⅱ 民事訴訟法事例演習 刑事法演習Ⅰ・Ⅱ	リーガル・クリニック エクスターンシップ 民事裁判演習 刑事実務演習 刑事公判演習	西洋法制史 中国法	公共政策法務　金融・保険関係法 国際法Ⅰ・Ⅱ　知的財産法Ⅰ・Ⅱ 社会保障法　福祉と法　医療と法 消費者法　企業法務　中小会社法 倒産処理実務　国際私法演習 倒産法Ⅱ　労働法Ⅱ　労働法演習 研究特論　外書講読
2年次	行政法Ⅰ・Ⅱ　憲法発展 民法Ⅴ　民法発展Ⅰ・Ⅱ 商法Ⅱ　商法発展Ⅰ 民事訴訟法発展 刑事法発展Ⅰ・Ⅱ	法曹倫理 民事要件事実論 法情報調査 （2年短縮コース入学者）	日本法制史 英米法 法と経済学	地方自治法　情報法　税法 高齢者財産管理と法　労働法Ⅰ 民事執行保全法　環境法Ⅰ・Ⅱ 少子高齢社会と法　独占禁止法 インターネットと法　倒産法Ⅰ 国際私法
1年次	憲法Ⅰ・Ⅱ　民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 民法演習　商法基礎 商法Ⅰ　民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 刑法Ⅰ・Ⅱ　刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 裁判手続の基礎	法情報調査 法文書作成	法哲学 法社会学 司法政策論	

基礎的・普遍的な法的ニーズ

履修モデル

専門医としての法曹養成

選択必修

公共政策法務モデル	高齢者福祉・財産管理モデル	企業コンプライアンスモデル	企業再生モデル
地方自治法 公共政策法務 社会保障法　環境法Ⅰ 福祉と法　税法	高齢者財産管理と法 少子高齢社会と法 福祉と法　消費者法 金融・保険関係法	労働法Ⅰ・Ⅱ 企業法務　独占禁止法 消費者法　中小会社法 金融・保険関係法	倒産法Ⅰ・Ⅱ 倒産処理実務 民事執行保全法 労働法Ⅱ　中小会社法

展開・先端科目群
１２単位以上

家庭医としての法曹養成

選択必修：法哲学、法社会学、英米法、中国法、日本法制史、西洋法制史など
（基礎法学・隣接科目群　４単位以上）

必修：法情報調査、法曹倫理、リーガル・クリニック、エクスターンシップ
民事要件事実論、民事裁判演習、刑事実務演習、刑事公判演習
（法律実務基礎科目群　１３単位以上）

必修

公法	民事法	刑事法
憲法Ⅰ・Ⅱ 行政法Ⅰ・Ⅱ 憲法発展 行政法発展	民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、商法Ⅰ・Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民法発展Ⅰ・Ⅱ 商法発展Ⅰ、民事訴訟法発展 民事法演習Ⅰ・Ⅱ	刑法Ⅰ・Ⅱ 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 刑事法発展Ⅰ 刑事法演習Ⅰ

法律基本科目群
５６単位以上

修了単位	
必　修	６７単位以上
選択必修	２６単位以上
合　計	９３単位以上

（出典:本研究科ウェブサイト）

資料 A-1-1-1-14　本研究科シラバス

授業科目名	民事法演習Ⅱ		
担当者	岡本友子、馬場啓、松原弘信、高木康衣		
授業科目群	法律基本科目群	必修・選択の別	必修
開講年次	3年次	学期	後期
授業形態	双方向・多方向授業		
履修条件	1年次・2年次の民事法系の法律基本科目および民事実務科目を履修していること		
学習の目標	民法・商法（会社法）・民事訴訟法における応用的・複合的な論点の事例ないし最新判例を取り上げて理論と実務の架橋に留意する観点から授業を行うことにより、民事法の総仕上げを行う。		
授業の計画	（第1回）9月18日：当事者適格――任意的訴訟担当（松原） （第2回）9月25日：詐害行為取消権（1）（岡本・馬場） （第3回）10月2日：詐害行為取消権（2）（馬場・岡本） （第4回）10月9日：既判力の主観的範囲（松原） （第5回）10月16日：債権者代位権（1）（岡本・松原） （第6回）10月23日：債権者代位権（2）（岡本・松原） （第7回）10月30日：類似必要的共同訴訟（松原） （第8回）11月6日：共有に属する株式に関する権利行使（高木） （第9回）11月13日：募集株式の発行差止と仮処分（高木） （第10回）11月20日：共同不法行為（1）（岡本・松原） （第11回）11月27日：共同不法行為（2）（松原・岡本） （第12回）12月4日：取締役の報酬(高木) （第13回）12月11日： 重要な財産の処分（高木） （第14回）12月18日：不動産の譲渡と取得時効、相続による占有の継承(1)（岡本） （第15回）1月8日：　　同 (2)（岡本）		
教科書	長谷部由紀子ほか編『基礎演習民事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂・2017年） 松岡久和ほか編『民法総合・事例演習　第2版』（有斐閣・2009年）		
主な参考文献	1 伊藤眞『民事訴訟法〔第5訂版〕』（有斐閣・2016年） 2 高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔上〕第2版補訂版』（有斐閣・2013年） 3 高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔下〕第2版補訂版』(有斐閣・2014年) 4 高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣・2015年） 5 伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』（有斐閣・2009年） 6 江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』（有斐閣,2017年） 7　浜田道代・岩原紳作編『会社法の争点』（有斐閣,2009年） 8　会社判例百選第3版（有斐閣,2016年） 9 伊藤靖史ほか編『事例で考える会社法（第2版）』（有斐閣2016年） ＊2週間前にはアップしている各回の詳細シラバスの中に記載		
試験・成績評価の方法	定期試験（70点）と平常点（授業での態度・発言、レポート）（30点）に基づいて単位認定を行う。		
キーワード	事例問題、最新判例研究、理論と実務の架橋		
履修上の指導	ガイダンスやオフィスアワー等において行う。		
事前学習	シラバスおよび事前に配布するレジュメに従い各自書面で予習してもらう。		
事後学習	毎回の授業を復習し、わからないことは教員に質問したり学生同士で話し合う。		

（出典：人文社会科学系事務課資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科は、養成する法曹の目的に従いカリキュラムを編成し、「法理論の基礎」、「法理論の応用」に進み、さらにその後、「法実務の基礎」に至るよう段階的・系統的かつ完結的に学べるよう工夫している。このため、GPA 制度を導入し、厳格な成績評価・進級判定を行っている。また、この前提として、シラバスの充実、インターネット環境などの整備による自主学習を促す取組をしている。また、とりわけ法学未修者には特別の配慮をしている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ　教育成果の状況

観点　学業の成果

（観点に係る状況）

ここ数年の修了者数と合格者数をみるに、平成 26 年度の修了生３名のうち１名が合格しており合格率は 33 パーセントとなっている。平成 27 年度は修了生 11 名のうち２名の合格者で合格率 18 パーセントであったものの、平成 28 年度は４名の修了者のうち２名が合格しており合格率 50 パーセントとなっている。司法試験合格と GPA との関連性についていえば、平成 26 年度修了の合格者（１名）の GPA こそ 2.33 と必ずしも高くはないものの、平成 27 年度修了の合格者（2 名）の GPA はそれぞれ 3.08 と 2.83 で上位 2 名であり、平成 28 年度修了の合格者（2 名）の GPA もそれぞれ 3.04 と 3.00 でやはり上位 2 名となっている。厳格な成績評価が機能している結果であるといえよう。

とはいえ、合格者の数からしても、合格率からしても、必ずしも十分な結果でないことは明らかであって、司法試験の結果が本研究科の教育成果の全てではないとしても、この学力向上のため教育体制をなお一層充実させる必要がある。

本研究科は、全学の取組として年２回実施されている学生による「授業改善のためのアンケート調査」と連携して、シラバス、レジュメ、授業の時間配分等の本研究科独自の項目を付加して授業内容・方法についての学生による評価を行い FD に資するよう、「学生の授業目標の達成度」、「授業の有意義度」など授業の成果について分析する取組を行っている(資料 A-1-1-2-1)。

アンケートの結果は、教務 FD 委員会により「授業改善のためのアンケート実施報告書」にまとめられ、それぞれの項目について分析している。この報告書は教授会に提出され、授業等の改善に役立てている。

資料 A-1-1-2-1　授業改善のためのアンケート実施報告書の一部

2016 年（平成 28 年）度「授業改善のためのアンケート」実施報告書

大学院法曹養成研究科

１ はじめに

本実施報告書は、「授業改善のためのアンケート実施要項」（平成 28 年 8 月 3 日、一部修正 FD 委員会）（以下「実施要項」という）に拠り、2016 年（平成 28 年）度に実施した「授業改善のためのアンケート」（以下「アンケート」という）の分析・集約を行うものである。ただし、上記実施要項では、その対象について、研究科にあっては、原則「履修登録者数が 10 名以上の授業科目」となっているところ、本研究科の特性から、「授業の履修者数が 3 人以上」（「授業改善のためのアンケート調査実施基準」、平成 26 年 7 月 9 日教授会）の授業科目について、アンケートを実施している。

前学期は、16 科目中 1 科目を除き、回答者数はすべて 10 人以下であり、後学期は 17 科目すべて 10 人以下で、受講者 2 人の科目もある。数値的には 1 人のパーセンテージが大きく影響することになり、ここから特徴を発見し、有意な分析結果・傾向を導くことが必ずしも容易ではないことを予めお断りしたい。以下の分析では、各質問項目について、可能な限り前年度との比較を通じて、特徴的な傾向を模索しつつ、改善された点、今後改善・検討すべき点をまとめてみたい。

なお、2016 年度前学期のアンケート対象の授業は 16 科目、回答者数 99 人、同後学期のアンケート対象の授業は 17 科目、回答者数 97 人である。

（出典：法曹養成研究科教授会資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科は、質の高い法曹養成を目的としていることから、学業の成果は厳格な成績評価と修了判定によって判断される。しかるに本研究科における修了生数に占める合格者数の割合は、厳格な成績評価・修了判定が機能している結果であり、厳格な成績評価と進級・修了判定によって学習成果を判断し、質の高い法曹養成を行い、高い能力を身につけた修了生を送り出していることを意味する。

さらに、本研究科は、この学業の成果の向上のために、改善の方策を絶えずとっており、授業改善のためのアンケート調査の結果（平成 28 年度）によれば、授業の目的を達成したと思っている学生の割合は、「十分に達成できた」「少し達成できた」の合計で 80 パーセントを超え、授業が有意義だったとする学生の割合は、「非常に有意義だった」「有意義だった」の合計で 95 パーセントを超える。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　進路・就職の状況

（観点に係る状況）

本研究科は専門職大学院であり、修了して法務博士の学位を取得した者は、法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)だけではなく、企業法務、自治体法務などの道に進むために、司法試験を受験している。本研究科修了生は修了後直ちに就職するものではないため、司法試験合格率を就職率として示す(資料 A-1-1-2-2）。司法試験は修了後５年間に５度の受験が可能で、多くの修了生は現在法務学修生として受験準備中であり、ここに示す司法試験合格率から、修了生在学中の学習成果について早急な結論を出すことはできない。ただ司法試験合格者については、少なくとも法科大学院が目的とする教育成果をあげているといえよう。

平成 26 年度から同 28 年度までの間の修了者で司法試験に合格した者は５人であるが、うち１名は任官し、残りの４名は現在司法修習中である。４名の司法修習中の者のうち２名は熊本で修習しており、２名とも熊本の法律事務所に就職することが内定している。本研究科が法科大学院として地域に重要な役割を果たしていることは明らかである。

資料 A-1-1-2-2　本研究科修了者の司法試験合格状況

○司法試験の累積合格率

年　度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累積
司法試験受験者数(熊大)	43	38	33	25	139
司法試験合格者数(熊大)	3	7	4	5	19
合格率	**7.0%**	**18.4%**	**12.1%**	**20.0%**	**13.7%**
合格率(全国平均)	22.6%	23.1%	23.0%	25.9%	26.8%

○直近の法学未修者の司法試験の合格率

年　度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
司法試験受験者数(熊大)	41	35	29	20
司法試験合格者数(熊大)	3	7	3	2
合格率	**7.3%**	**20.0%**	**10.3%**	**10.0%**
合格率(全国平均)	12.1%	12.6%	11.6%	12.1%

（出典：人文社会科学系事務課資料）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
本研究科修了者の就職率(司法試験合格率)は、未だ確定したものではなく、多くの者が法務学修生として、なお司法試験準備中であり、今後の成果が期待される。また、司法試験に合格し法曹になった者の多くは、地元熊本・九州管内で活躍しており、この貢献は大であり、地方法科大学院として本研究科は期待されている。
また、司法試験合格と GPA の関係を分析するなかで、教育の質の向上の努力を絶えず行っている。
以上により、関係者から期待される水準にあると判断する。

４．質の向上度の分析及び判定

（１） 分析項目Ⅰ　教育活動の状況
(判定結果)質を維持している。
(判断理由)
教育活動の状況について、これまでと同様に厳格な成績評価・進級判定を行うとともに、ディプロマ・ポリシー(DP)を定め、教育の質の向上を図るために、「成績評価及び評価基準などについて」を策定し、さらに成績評価の異議申立て制度が整備されている。
教育内容・方法をめぐって、シラバスの履修条件の記述を充実させ、「共通的な到達目標モデル項目」により、学習の便宜を向上させている。
以上のことから、質は維持されていると判断する。

（２） 分析項目Ⅱ　教育成果の状況
(判定結果)質を維持している。
(判断理由)
教育成果の状況について、新たに司法試験の合格と修了時 GPA との関連を調査し、教育の改善に結びつけている。平成２６年度から同 28 年度までの合格者の終了時ＧＰＡの平均は 2.86 であり、3.00 以上の者も３名いる。また、司法試験に合格し法曹になった場合、弁護士事務所の弁護士のみならず任官する者も出ている。また、司法試験に合格しない場合においても、法科大学院での教育の成果を活かし、公務員や企業に就職するなど、進路に多様性がみられるようになってきた。もっとも、司法試験合格者の数からしても、合格率からしても、十分な結果を出しているとは言いがたく、以上のことから、質を維持していると判断する。

Ⅲ　社会貢献の領域に関する自己評価書

１．社会貢献の目的と特徴

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」（平成25年１月17日学長裁定）の中で、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

この全学の社会貢献・目的に沿って、本研究科は、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法を開発するために設置した「附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）」において、プロボノ活動として学内での無料法律相談事業、また臨床教育の一環として県内での司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業を毎年数回にわたって継続的に実施することにより、地域社会における法的ニーズに応える顕著な寄与・貢献をしている。

また、本研究科教員は、法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行うとともに、その充実のために、法律学の理論的・臨床的な研究を行っており、本研究科の教育・研究を通じて得た成果を社会に還元し、社会に寄与することを目標としている。本研究科教員はこの専門知識を有する学識経験を生かし、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、地域社会の活性化に貢献している。

［想定する関係者とその期待］

以上の目的・特徴に照らして、本研究科では、本研究科と関係のある地域社会及地域住民等といった関係者を想定し、本研究科は、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供し、地域社会及び地域住民の法的紛争に対する積極的な解決への関わり・寄与といった期待を受けている。

２．優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

本研究科のパンフレット『熊本大学法科大学院 2015』や『学生便覧 2015』、『熊本大学概要 2016』で示されている本研究科の理念・目標、アドミッションポリシーや養成する法曹像に基づいて、本研究科が社会貢献活動を行っている。特に、学外の無料法律相談は、毎年数回にわたり熊本県の僻地を含む広域を巡回し、地域住民の法的なニーズに対し手厚い手当てをしている。また、本研究科の教員は、各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を多数委嘱され、講演やシンポジウムのパネリスト依頼等も多く、行政機関・弁護士会・社会福祉法人等の高い期待に応えている点が優れている。

【改善を要する点】

本研究科は、本研究科が行っている社会貢献について、より地域のニーズが高いと思われるものについては、積極的に情報提供を行うことが必要であろう。

３．観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ　大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点　社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

（観点に係る状況）
『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第３期中期目標』等による全学の目的に従って、本研究科も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会の課題解決への貢献」として、「自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言等を行い、地域・社会の活性化の推進」に努めている。なお、上述の諸活動（いわゆる兼業業務）に際しては、本研究科所定の規則に則り、適正に運用しており、本研究科ウェブサイト「教員紹介」で公開している。（中期計画番号 32）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
資料によると、複数年にわたって継続して多くの教員が大学の兼業規則に則り、行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を行っている。諸活動の実施に際しては、広く公表されている大学の方針等に基づき、かつ、本研究科で定める規則により、適正な活動を行っている。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）
担当教員は、行政機関・弁護士会等における各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員として、計画案に従って適切に活動している。具体的には、専門知識を有する学識経験者が参画する第三者的立場から、各種調査研究、政策立案、計画・方針等の策定、指導・助言及び各種審査等の幅広い活動を行うことにより、自治体等活動の活性化・推進等に寄与している。また、弁護士会に置かれる各種委員会委員として、弁護士としての品位保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献するとともに、弁護士会主催の市民向け講座の講師等を努めることにより、広く社会貢献活動に努めている（資料 C-1-1-1-1）。
さらに、大学の知を広く社会へ還元するため、企業、自治体、一般市民向けの研修会、講演会等への依頼等にも積極的に対応している（資料 C-1-1-1-2）。（中期計画番号 32）

資料 C-1-1-1-1　本研究科教員の自治体審議会等への参画状況

年度	件数	兼業先	主な内容
H26	26	県・弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員　・熊本県財産審議会委員 ・熊本県弁護士会懲戒委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会委員　・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員 ・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員 ・熊本労働局熊本地方労働審議会委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員　・熊本県情報公開審査会委員 ・徳島県地方自治に関する憲法課題研究会アドバイザー
		市町村	・北九州市情報公開審議会委員 ・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員 ・天草市情報公開審議会委員　・天草市個人情報保護審議会委員 ・大野城市情報公開審査会委員　・大野城市個人情報保護審議会委員 ・筑紫野市政治倫理審査会委員 ・春日大野城衛生施設組合情報公開審査会委員 ・水巻町個人情報保護審議会委員 ・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員 ・春日・大野城・那珂川消防組合情報公開審査会委員

			・春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員
		その他	・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員 ・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員
H27	26	県・弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員　・熊本県財産審議会委員 ・熊本県弁護士会懲戒委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会委員　・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員 ・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員 ・熊本労働局熊本地方労働審議会委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員　・熊本県情報公開審査会委員 ・熊本県個人情報保護審査会委員　・熊本県消費生活審議会委員
		市町村	・北九州市情報公開審議会委員　・熊本市環境審議会委員 ・水巻町個人情報保護審議会委員 ・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員 ・大野城市情報公開審議会委員　・大野城市個人情報保護審議会委員 ・筑紫野市政治倫理審査会委員 ・春日大野城衛生施設組合情報公開審議会委員 ・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員 ・春日・大野城・那珂川消防組合情報公開審査会委員 ・春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員
		その他	・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員 ・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員
H28	29	県・弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員 ・熊本県弁護士会懲戒委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会委員　・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員 ・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員 ・熊本労働局熊本地方労働審議会委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員　・熊本県情報公開審査会委員 ・熊本県個人情報保護審査会委員　・熊本県消費生活審議会委員 ・熊本県財産審議会委員　・熊本県固定資産評価審議会委員
		市町村	・熊本市環境審議会委員　・熊本市熊本広域行政不服審査会委員 ・熊本市開発審査会委員　・天草市行政不服審査会委員 ・水巻町個人情報保護審議会委員 ・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員 ・大野城市情報公開審査会委員　・大野城市個人情報保護審査会委員 ・筑紫野市政治倫理審査会委員 ・春日大野城衛生施設組合情報公開審査会委員 ・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審査会委員 ・春日・大野城・那珂川消防組合情報公開審査会委員 ・春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員

		その他	・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員 ・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員
H29	28	県・弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員 ・熊本県弁護士会懲戒委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員 ・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員 ・熊本労働局熊本地方労働審議会委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・熊本県情報公開審査会委員 ・熊本県個人情報保護審査会委員 ・熊本県消費生活審議会委員 ・熊本県財産審議会委員 ・熊本県固定資産評価審議会委員 ・九州防衛施設地方審議会委員
		市町村	・熊本市環境審議会委員 ・熊本市熊本広域行政不服審査会委員 ・熊本市開発審査会委員 ・天草市行政不服審査会委員 ・水巻町個人情報保護審議会委員 ・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員 ・大野城市情報公開審査会委員 ・大野城市個人情報保護審査会委員 ・筑紫野市政治倫理審査会委員 ・春日大野城衛生施設組合情報公開審議会委員 ・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員
		その他	・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員 ・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員

（出典：人文社会学系事務課資料）

資料 C-1-1-1-2　本研究科教員による研修・講演会等の実施状況

実施年月	区分	テーマ・演題等	主催・依頼先
H26.4	研修	平成 26 年会社法改正について	ＴＫＣ北九州支部
H27.6	講演	市民のための憲法講座第 14 回	福岡県弁護士会筑後部会
H27.8	研修	平成 26 年会社法改正と中小企業についての会社法セミナー	九州弁護士会連合会
H28.6	講演	市民のための憲法講座：法の支配と裁判所～憲法の番人の役割	熊本県生涯学習センター
H28.8	研修	あっせん業務について	佐賀県社会保険労務士会
H28.9	研修	あっせん業務について	鹿児島県社会保険労務士会
H28.9	参考人報告	ニュージーランドにおける代理懐胎・卵子提供・出自を知る権利と公的管理システム	日本学術会議法学委員会生殖補助医療と法分科会
H28.12	講演	市民のための憲法講座第 16 回	福岡県弁護士会筑後部会
H29.3	研修	あっせん業務について	佐賀県社会保険労務士会

H29.7	招待講演	生殖補助医療子の出自を知る権利と面会交流	日本受精着床学会（第35回総会）
H29.9	司会報告	シンポジウム・菊池事件再審国賠訴訟とは何か？	菊池事件の再審をすすめる会・ハンセン病問題の解決を願う九州のつどい実行委員会
H29.11	研修	養子縁組制度に関する解説	熊本地区戸籍住民基本台帳事務協議会
H30.2	講演報告	特別養子縁組における『要保護要件』について	アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議（第2回要保護児童の保護法制）
H30.3	講演	憲法を変えるための国民投票とは？	くまみん合志

（出典：法曹養成研究科資料）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
本研究科教員は、大学の兼業規則に則り、上述のとおり複数年にわたり継続して行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を務めている。活動の範囲は自治体等の政策立案等から、企業・一般市民向けの知の還元まで幅広く、社会貢献が充分に行われている。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

（観点に係る状況）
資料より、行政機関・弁護士会等において委嘱される各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員の件数は毎年高い数字を保っている。このような本研究科教員の活動により、自治体等においては、その発展・推進に、ひいてはわが国の発展に寄与している。弁護士会においては、各種委員会委員の立場から、弁護士の品位の保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献している。これらの活動は必要不可欠であり、委嘱先の行政機関・弁護士会等から高く評価されている。このことは複数年にわたり継続的に委嘱を受けていることからも明らかである（前掲資料 C-1-1-1-1)。(中期計画番号 32)

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
上述のとおり、本研究科教員は自治体・弁護士会等から複数年にわたり継続的に委嘱を受けている。このことは、本研究科教員の社会貢献活動が有意義なものであり、その成果が充分に上がっていることを示している。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　改善のための取組が行われているか。

（観点に係る状況）
行政機関・弁護士会等における審議会・審査会・委員会等への参画については、専門知識を有する学識経験者としての専門知識･経験及び関連する専門領域における最新の情報･知識等が求められる。このために、各教員の専門分野に応じた学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている（資料 C-1-1-1-3)。(中期計画番号 32）また、本研究科の兼業手続きの簡素化により､行政機関･弁護士会等への教員派遣が容易になった。

資料 C-1-1-1-3　本研究科教員の学会、研究会等の参加状況

年度	学会	研究会	研究打合せ･資料収集等	合計
H26	27	28	33	88
H27	26	58	29	113
H28	30	59	40	129
H29	38	96	31	165

（出典：熊本大学旅費システム）

（水準）期待される水準にある
（判断理由）
　上述のとおり、本研究科教員は専門領域における最新の情報・知識等を習得するため、学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている。
　以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ　大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点　大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

（観点に係る状況）
　『熊本大学概要 2016』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第３期中期目標』による全学の目的に従って、本研究科も地域貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、「自治体等と連携することにより、本研究科とこれらの機関が有する資源を活用し、地域社会の発展に寄与する」ことに努めている。なお、本研究科の大きな特色である巡回無料法律相談については、本研究科附属臨床法学研究センター運営委員会（以下、「ローセンター運営委員会」という）において、毎年度実施計画・予算案等を策定し、計画的に実施している（資料 C-1-1-1-4)。(中期計画番号 32)

資料 C-1-1-1-4　無料法律相談の計画・実施体制

熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター規則

(趣旨)
第１条　この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 8 条第 2 項の規定に基づき、熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。
(目的)
第 2 条　センターは、臨床法学及び法律実務に関する教育研究を行うとともに、高度な実践的指導力を有する教員を養成し、臨床法学における理論的及び実務的な諸問題の解決に資することを目的とする。
(業務)
第 3 条　センターは、次に掲げる業務を行う。
(1)　臨床法学の教育に関すること。
(2)　臨床法学の研究に関すること。
(3)　研究者教員の法律実務研修に関すること。
(4)　地域における法律相談等の企画及び実施に関すること。
(5)　国立大学法人熊本大学における危機管理に係る助言に関すること。
(6)　その他センターの目的を達成するために必要な事項
（中略）
(委員会の設置)
第 7 条　センターの管理運営に関する事項を審議するため、熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター運営委員会を置く。（以下、略）

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター規則(抜粋)）

（水準）期待される水準にある
（判断理由）
本研究科としての地域貢献である無料法律相談については、広く公表されている全学の方針等に従って実施しており、その実施に際しては、ローセンター運営委員会において方針・計画等を策定している。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）
無料法律相談は、学生の臨床教育や教員の実務研修と併せて地域貢献を目的とし、上述のローセンター運営委員会における実施計画に基づき、市との連携の下、熊本市、天草市及び人吉市で実施しており、相談者の問題解決に当たるとともに、地域固有の法的課題の把握に努めている（資料 C-1-1-1-5)。なお、法律相談の実施に際しては広く相談者を募るため、本研究科ウェブサイトをはじめ市の広報等により、広報の充実にも努めている（資料 C-1-1-1-6)。(中期計画番号 32)

資料 C-1-1-1-5　無料法律相談の実施状況（巡回）

	日程	実施場所	相談件数	主な相談内容
H26年度	6/7	天草市牛深総合センター	5 件	保証,相続,医療過誤,不動産売買,貸金
	6/20	人吉市消費生活センター	4 件	不動産所有権,相続,保険解約,氏の変更

H26年度	11/8	天草市有明町民センター	8件	瑕疵担保,任意団体の会計処理,隣地通行権,離婚,離婚後の請求,遺産分割,教員の指導過誤,交通事故
	11/14	人吉市消費生活センター	4件	離婚2,相続,その他
	11/29	天草市牛深総合センター	6件	不法行為,公共料金,瑕疵担保,相続2,損害賠償
	3/20	人吉市消費生活センター	9件	子の認知2,恐喝,相続,不法行為2,借金,離婚
	3/28	熊本市健軍文化ホール	8件	相続3,請負,建物利用,医療過誤,交通事故,離婚
H27年度	9/11	人吉市消費生活センター	7件	養育費,夫婦円満,不動産賃貸借,不法行為,離婚2,相続
	9/19	天草市牛深総合センター	5件	登記賃,貸貸借,境界,相続,交通事故
	2/12	人吉市消費生活センター	3件	相続2,水路利用
	3/12	天草市倉岳棚底コミュニティセンター	8件	不動産登記2,扶養,成年後見,離婚2,不動産利用,破産
H28年度	9/10	天草市牛深総合センター	6件	相続2,不動産登記,貸金2,建物瑕疵
	9/23	人吉市消費生活センター	4件	不動産所有権移転,不動産所有権,離婚,不動産賃貸借
	1/14	天草市天草町下田温泉ふれあい館ぷらっと	7件	建物賃借,井戸の管理,相続2,建物瑕疵,相隣関係,土地所有権侵害
	2/10	人吉市消費生活センター	7件	貸金,売買契約,交通事故,不動産賃貸借3,外国の移住ビザ
H29年度	6/17	天草市牛深総合センター	5件	相続,不動産賃貸借,借金,建物瑕疵,水利権
	6/30	人吉市消費生活センター	11件	不法行為2,不動産所有権,養育費2,相続,地方自治法,刑事事件
	10/21	天草市五和町コミュニティセンター	6件	借金,不動産登記,生活保護,離婚,相続
	10/27	人吉市消費生活センター	6件	売買,不動産競売,離婚,相続2,刑事事件

（出典：法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター資料）

資料 C-1-1-1-6　無料法律相談に係る広報の状況

無料法律相談

「附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）」は、学生の臨床教育や教員の実務研修のほか、大学の地域貢献を目的としており、その一環として下記のとおり弁護士による無料法律相談を行っています。法律相談を希望される方はどなたでもご利用いただけます。

無料法律相談は、学生の授業の一環として、予約制で行っています。

無料法律相談には、学内で実施するもののほか、牛深、人吉の各地区、熊本市健軍で実施するものがあります。その実施については、HPをご覧になってお申し込みください。

無料法律相談には、法科大学院の学生が立ち会います。

相談内容は、一般民事事件、家事事件などです。

今年度、無料法律相談を、平成29年4月10日から同年7月10日までの毎週金曜日の午前中に、熊本大学黒髪北地区全学教育 F 棟4階のローセンター（下記のキャンパス図をご覧ください）で行います。相談を希望される方は、下記の要領で予約を行って下さい。

予約受付期間　：平成29年4月6日から同年7月8日（なお、予約申し込みは、この期間中、月曜日～金曜日、午前10時～午後4時にお願いします）。

受付電話番号　：096－363－7118（熊本大学法科大学院ローセンター法律相談受付電話）

（出典：本研究科ウェブサイト「ローセンター」）

（水準）期待される水準にある

（判断理由）

無料法律相談は、ローセンター運営委員会における実施計画に基づき、市との連携の下で計画的・継続的に実施しており、相談者の問題解決はもとより、地域固有の法的課題の把握に努めており、地域貢献としての活動は顕著である。また、法律相談の実施に際しては広報の充実にも努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

（観点に係る状況）

上記資料「無料法律相談の実施状況」のとおり、無料法律相談は複数年にわたり継続的・定期的に実施し相談件数も一定程度はあることから、当該地域には定着したものとなっており、これらの実績から判断し活動の成果は上がっていると判断する。

また、法律相談の実施に際しては、相談者から必ずアンケートを回収することとしている（資料 C-1-1-1-7）。本アンケートは過疎地の司法アクセスをテーマにしたもので、満足度を測る目的ではないが、「弁護士に相談して今後どうすることになったか」の設問に関連し、相談者から、弁護士や他の専門家を紹介して欲しい旨の要望があった場合、概ね弁護士や弁護士会の法律相談、他の専門家を紹介しており、この点で相談者の満足度は高く、活動の成果は上がっていると判断出来る。（中期計画番号 32）

資料 C-1-1-1-7　無料法律相談におけるアンケートの設問（一部抜粋）

問．今回の法律相談に来られた問題は次のどれに該当するでしょうか。以下のもっとも当てはまるものに〇をつけてください。
①消費者問題
②債権債務
③不動産　･･･etc.

問．熊本大学法科大学院の法律相談を知ったきっかけはなんだったでしょうか。当てはまるものひとつだけに〇をつけてください。
①自治体の法律相談で
②法テラスの紹介で
③弁護士会の紹介で　･･･etc.

問．この法律相談にくるまえに，何かためらいを感じましたか。
①感じた
②感じない

問．ためらいを感じた理由はなんですか。当てはまるものに，いくつでも〇をつけてください。
①近づきにくい
②費用がわからない
③話が難しそう ･･･etc.

問．弁護士に相談して，今後どうすることになりました。当てはまるものにいくつでも〇をつけてください。
①自分でやってみる
②また法律相談利用
③担当弁護士の事務所でさらに相談 ･･･etc.

（出典：ローセンター運営委員会資料）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
　無料法律相談は複数年にわたり継続的・定期的に実施し相談件数も一定程度はあることから、当該地域には定着したものとなっている。これを裏付けるものとして、近年では、自治体側から現行の地域以外でも法律相談を実施願いたい旨の要望があっており、これを受け、今後試験的に他の地域でも実施する計画である。
　これらの実績から判断し、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　改善のための取組が行われているか。

（観点に係る状況）
　無料法律相談については、ローセンター運営委員会において実施状況等を確認し、必要に応じ実施場所、アンケート等について検討・改善等を行っている（前掲資料 C-1-1-1-7）。また、法律相談を実施する中で、その時々の状況に応じ、相談者に配慮した改善の取組を行っている。具体的には、相談に来たことを知られたくないという要望に対し受付場所を廊下から室内に変更したこと、相談開始時刻前から来訪する相談者に対し相談開始時刻を早めた等の事例がある。さらに、巡回する地域の実情に応じて、きめ細かい広報活動を行っている。たとえば、牛深では有線放送、人吉では消費者センターによる広報を行っている。また、人吉では、無料法律相談を金曜の遅い時間帯にスライドさせることにより、有職者にも相談しやすくし、地域住民の幅広いニーズに対応している。（中期計画番号 32）

（水準）期待される水準にある

（判断理由）

無料法律相談については、ローセンター運営委員会において検証を行い必要に応じた改善を図っており、また、相談者からの要望により状況に応じた改善・見直しを行っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

４．　質の向上度の分析及び判定

（１）　分析項目Ⅰ　大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

（判定結果）質を維持している。

（判断理由）

従来より、『熊本大学概要2016』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第3期中期目標』による全学の目的に従って、本研究科も熊本大学の一部局として、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、社会貢献活動を適切に行っている。さらに、本研究科の「兼業についての申し合わせ」（平成16年７月14日教授会承認）に基づき、適切に処理されている。

さらに、法曹養成研究科教授会承認資料より、平成 26 年・同 27 年度に比べ、平成 28 年・同 29 年度は、社会貢献活動の件数が若干増えている。すなわち、平成 26 年度は、①公益認定等審議会、労働審議会、県弁護士会懲戒委員会等、熊本県・県弁護士会等の関係 10 件、②情報公開・個人情報保護審査会等、天草・宇土・水巻・筑紫野等の市町村関係 14 件、③その他、県社会福祉協議会の契約締結審査会、地域年金事業運営調整会議の２件、合計 26 件であった。平成 27 年度は、①県・県弁護士会等関係 11 件、②市町村等関係 13 件、③その他２件の合計 26 件であった。

これに対し、平成 28 年度は、 ①県・県弁護士会等 12 件、②市町村等 15 件、③その他 ２件の合計 29 件、並びに平成 29 年度は、①県・県弁護士会等 13 件、②市町村等 13 件、③その他２件、合計 28 件であった（資料 C-1-1-1-1)。(中期計画番号 32)

以上のことから、質を維持していると判断する。

（２）　分析項目Ⅱ　大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

（判定結果）質を維持している。

（判断理由）

従来より、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第 3 期中期目標』等による全学の目的に従って、本研究科も熊本大学の一部局として地域貢献活動を適切に行っている。学内外の無料法律相談については、「熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター規則」(平成 18 年９月 13 日規則第 244 号)に則り適切に活動している（前掲資料 C-1-1-1-4)。(中期計画番号 32)

また、資料のとおり、巡回の無料法律相談として、平成 26 年～平成 29 年度にわたり、天草・人吉・熊本で実施された。相談件数は、数件から数十件であった。相談内容は、売買・不動産取引・金銭貸借・建物賃貸・扶養・離婚・相続等、多岐にわたる（前掲資料 C-1-1-1-5)（中期計画番号 32)。なお、この無料法律相談（巡回）については、本研究科教員による調査報告が公にされている（猿渡健司ほか「熊本県司法過疎における法的紛争をめぐる現状分析」熊本ロージャーナル９号 35 頁－70 頁（2014 年))

以上のことから、質を維持していると判断する。

Ⅳ　国際化の領域に関する自己評価書

１．　国際化の目的と特徴

本研究科は、法曹養成を目的とした専門職大学院であるためカリキュラムに関して一定の制約があるものの、国際的な観点を含む講義においては、「外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身につけ、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている」ことを単位認定・学位授与基準の一要素とし、グローバルな視野を持つ法曹も育成している。本研究科のかかる国際化の目的を含む教育により、たとえば、国際的な訴訟を扱うような渉外弁護士事務所や、国際企業法務を有する企業で活躍する人材を育成することが期待されている。

このような国際化の目的のために、本研究科は韓国の法科大学院や台湾の法学院と協定を結び、学内においては教員や学生が海外で活躍することができるような機会を設けることが求められる。

［想定する関係者とその期待］

想定される関係者は、本研究科の教職員及び院生である。前記の目的のために、教職員においては、海外の法科大学院との情報交換を行い本研究科の教育力を向上させることや学術的な交流をすること、そして学生においては、国際的な法の知識を習得することや海外での学びの場に参加すること等の具体的な取り組みにより成果を上げることが期待される。

２．　優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

本研究科は、日本の法曹養成制度を検討の上に法科大学院制度を策定した韓国の法科大学院や台湾の法学院、スペインの大学と協定を結び、情報交換や学術的な交流を定期的に行っている。本研究科は一定の制約を受ける専門職大学院でありながらも、教員はもとより、募集停止を行うまでは若干の学生も自主的に海外において活動を行っている点で優れていると評価できる。

【改善を要する点】

本研究科の専任教員の数が組織を運営していく上では非常に少なく、一教員が担当する委員が他部局に比べ多い。そのため、特に若手教員の在外研究の希望に添えない。今後の研究科の国際的にプレゼンスを向上するためには、教員が海外で研究をし、そして外国の研究者の人脈を広げることも非常に重要であり、そのための恒常的な体制作りに改善を要する。

３．観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ　目的に照らして､国際化に向けた活動が適切に行われ成果を上げていること。

観点　国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

（観点に係る状況）

国際化に関する目的を達成するため、以下のような方針に基づいている。平成 22 年に韓国の嶺南大学法科大学院と部局間交流協定を締結し､双方の大学を教員が定期的に訪問し、共同でシンポジウム等を開催し､教育や法曹養成制度に関する情報交換･学術交流を行う。また、平成 26 年・平成 28 年にはスペインのヴァレンシア大学、平成 26 年にハンガリーのパーズマーニ・ペーテル・カトリック大学と、平成 29 年には台湾の東呉大学法学院と、大学間交流協定を締結する（資料 D-1-1-1-1)。(中期計画番号 38)

また、教員の「サバティカル研修に関する細則」を整備し、教員の在外研究期間を確保する（資料 D-1-1-1-2)。(中期計画番号 38）なお、学生の海外での学習については、本学の国際奨学事業に毎年申請し、学生に周知する（本研究科の平成 28 年度入学者募集停止ま

で)。

資料 D-1-1-1-1　部局間交流協定の状況

部局名	国名・地名	大学名	協定締結年	
			学術交流	学生交流
法曹養成研究科	韓　国	嶺南大学法学専門大学院	2010	
法曹養成研究科	スペイン	ヴァレンシア大学	2014	2016
法曹養成研究科	ハンガリー-	パーズマーニ・ペーテル・カトリック大学	2014	
法曹養成研究科	台　湾	東呉大学法学院	2017	2017

（出典：法曹養成研究科資料）

資料 D-1-1-1-2　熊本大学大学院法曹養成研究科サバティカル研修に関する細則

熊本大学大学院法曹養成研究科サバティカル研修に関する細則

（趣旨）
第１条　この細則は、国立大学法人熊本大学教員のサバティカル研修に関する規則（平成２２年２月２４日制定）第１１条の規定に基づき、法曹養成研究科（以下「本研究科」という。）の教員のサバティカル研修の実施に関し必要な事項を定める。
（教員の定義）
第２条　この細則において「教員」とは、本研究科の専任の教授、准教授及び講師をいう。
（資格）
第３条　サバティカル研修に従事することができる者は、教員として勤務を開始した日から起算して５年以上継続して勤務し、本研究科において教育、研究、管理・運営等に特に高い貢献をした者とする。ただし、サバティカル研修に従事したことのある者については、直近のサバティカル研修の終了した日の翌日から起算して５年以上継続して勤務した者とする。
（研修期間等）
第４条　サバティカル研修に従事することができる期間は、原則として１年以内の継続する期間とする。
２　サバティカル研修の期間の開始は、原則として４月又は１０月とする。
（人数）
第５条　サバティカル研修に従事することができる人数は、原則として前条第２項の開始月ごとにそれぞれ１名とする。
（職務の免除）
第６条　サバティカル研修の期間中は、講義等の教育、入試関係業務、各種委員会業務、教授会への出席その他本研究科の管理・運営に関する役割等の一部又は全部を免除することができる。
（手続）
第７条　サバティカル研修に従事しようとする者は、研究科長に対し、サバティカル研修従事申出　書（別記様式第１号）を、原則としてサバティカル研修を開始する２か月前までに提出しなければ　ならない。
第８条　前条の提出を受けた研究科長は、本研究科の教育・運営に特に支障がないと認める場合は、サバティカル研修を承認することができる。
２　前項の承認は、本研究科教授会の議を経るものとする。
（報告書の提出）
第９条 サバティカル研修に従事した者は、当該研修期間終了後１か月以内に、サバティカル研修従事報告書（別記様式第２号）を研究科長に提出しなければならない。
（学長への報告）
第１０条　研究科長は、サバティカル研修を承認した場合又はサバティカル研修従事報告書の提出を受けた場合は、学長に報告するものとする。

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科資料）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
上記観点の状況は、毎年継続的に行われている。これらの目的と計画は資料に示したとおりに公表されている。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

嶺南大学法科大学院については、平成 26 年３月に本研究科が同法科大学院を訪問し、シンポジウムを行い、日韓における法曹養成制度の現状と課題について情報交換し理解を深めたが、その後は交流を継続していない。

ヴァレンシア大学については、平成 26 年に本研究科教員が本学の「平成 26 年度若手研究者国際共同研究スタートアップ事業」により、ヴァレンシア大学で研究活動を実施した。また、同教員らが、本学「SGU 推進事業・平成 26 年度海外連携教育プログラムの開発等に係る海外調査」の一環として、ヴァレンシア大学内海外オフィス・共同研究ラボ設置等に係る調査を行い、平成 29 年１月、熊本大学＝ヴァレンシア大学国際教育・研究ラボを設立、その際に、法学の特別講演を行った。さらに、同年８月には、ヴァレンシア大学の教員を招聘し、国際セミナーが開催された（資料 D-1-1-1-3)。(中期計画番号 38)

東呉大学法学院については、平成 26 年から教員間で東呉大学法学院との共同研究を実施し、平成 26 年 12 月に本研究科教員が東呉大学法学院を訪問し共同研究についての報告を行い、平成 27 年 11 月には、東呉大学教授を招へいし、国際セミナーが開催された（人文社会科学系国際共同研究拠点事業）(資料 D-1-1-1-3)。(中期計画番号 38) 平成 28 年４月から平成 29 年３月にわたり、本研究科教員が東呉大学法学院を研究拠点としたサバティカル研修に従事した。(中期計画番号 38)

資料 D-1-1-1-3　協定校との交流活動状況

平成 27 年度	平成 27 年 11 月 14 日、松永詩乃美准教授が東呉大学法学院の何 助理教授を招聘し、国際セミナーを開催した。
平成 28 年度	平成 29 年 1 月 19 日、河野憲一郎准教授がスペインのヴァレンシア大学を訪問し、法学の特別講演を行った（https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kouhou/kouhoushi/kumatu/vol_64-file/kt64_p27-28.pdf)。
平成 29 年度	平成 29 年 8 月 23 日 24 日、河野憲一郎准教授がヴァレンシア大学のアナ・イサベル・ブランコ・ガルシア助教を招聘し、国際セミナーを開催した。

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科資料）

国際裁判管轄について

－台湾における渉外婚姻事件に関する事例より－

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　台湾の家事事件法

Ⅲ　家事事件法における国際裁判管轄規則の明文化

Ⅳ　渉外婚姻事件に関する事例

Ⅴ　おわりに

付表　家事事件法が定めている事件の類型及びその管轄規定一覧

（以下略）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）
スペインや台湾の協定校とは、教員の特別講演・国際セミナーという形で、恒常的に交流を行っている。本学の国際奨学事業に係る学生の海外支援については、そもそも本研究科の学生は、修了後の５月には日本で最難関の試験といわれる司法試験の受験が控えており、学生の関心は高くない。幸いにも平成 25 年・同 26 年には、学生からの応募があり、選考の結果各１名を選定し、海外での学習支援を行った（本研究科の平成 28 年度入学者募集停止まで）。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　活動の実績及び学生･研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。

（観点に係る状況）
上述のとおり、スペインや台湾の協定校との交流は継続しており、また本研究科教員がサバティカル制度を利用し長期の海外研修に従事することができている。さらに、海外の大学で共同研究や特別講演を行う等の成果を上げている（資料 D-1-1-1-5）。（中期計画番号 38）

資料 D-1-1-1-5　本研究科教員の海外における活動状況

年　度	活　動　内　容
平成 26 年度	平成 26 年 12 月、台湾の東呉大学法学院を訪問し、共同研究についての報告を行った。
平成 28 年度	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日、東呉大学法学院を研究拠点とし、サバティカル研修に従事した。
	平成 28 年 11 月 19 日、スペインのヴァレンシア大学を訪問し、特別講義を行った。
	平成 28 年 4 月 22 日～平成 28 年 5 月 8 日、アイルランドを訪問し、アイルランド地方自治法制および charity law に関する調査を行った。
	平成 28 年 10 月 5 日～平成 28 年 10 月 17 日、ドイツ・ルクセンブルグを訪問し、EU 倒産法に関する調査、欧州人権裁判所の訪問・調査、ドイツの非訟事件に関する調査を行った。
	平成 28 年 12 月 8 日～平成 28 年 12 月 10 日、台湾を訪問し、共同ラボの開所式等の打ち合わせを行った、
	平成 29 年 1 月 19 日、スペインのヴァレンシア大学を訪問し、共同ラボの開所式に出席し法学の特別講演を行った。
平成 29 年度	平成 29 年 2 月 8 日～平成 29 年 2 月 19 日、ニュージーランドを訪問し、科研（基盤(C)）に係る実地調査を行った。
	平成 29 年 3 月 2 日～平成 29 年 3 月 6 日、台湾の東呉大学法学院を訪問し、同法学院との交流協定を締結した。
	平成 29 年 5 月 18 日～平成 29 年 5 月 23 日、平成 29 年 9 月 3 日～平成 29 年 9 月 8 日、共著論文の打ち合わせのため、台湾の東呉大学法学院を訪問した。
	平成 29 年 8 月 28 日～平成 29 年 9 月 8 日、ドイツのハンブルク大学平和研究所を訪問し、平和関連の施設の見学、資料収集、研究調査、

	ワーク・ショップへの参加等を行った。
	平成 29 年 8 月 28 日～平成 29 年 9 月 8 日、スペイン・ドイツを訪問し、英語論文掲載の打ち合わせ・聞き取り調査を行った。
	平成 29 年 12 月 26 日～平成 29 年 12 月 30 日、シンガポールを訪問し、要保護児童の保護法制等に関する調査を行った。
	平成 30 年 2 月 16 日～平成 30 年 2 月 23 日、ニュージーランドを訪問し、家庭内暴力関連法制・生殖補助医療関連法制に関する調査を行った。
	平成 30 年 2 月 26 日～平成 30 年 3 月 10 日、スイス・ドイツを訪問し、ドイツ法系民事訴訟法担当者会議への出席・マックス・プランク外国私法・国際私法研究所の訪問調査を行った。

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科資料）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
専門職大学院としての本研究科の国際的な活動は、スペインや台湾の法学院との交流活動を通じてなされている。研究者の満足度の観点からも、本研究科教員はサバティカル制度を活用して長期の海外活動が可能であり、本学が協定大学と開催したシンポジウムで研究報告を行い、研究者の個人的な研究成果から海外に特別講義に招聘されるなど、活動の成果が上がっているといえる。
以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点　改善のための取り組みが行われているか。

（観点に係る状況）
教員の海外研究の機会を得るためのサバティカルの制度は、専門職大学院としての法科大学院たる本研究科設置後、長らく利用できていなかった経緯がある。そのため、この点についての改善のため、平成 25 年度に研究推進委員が本研究科のサバティカル制度の問題点などの検討を行った結果、平成 27 年度に、本研究科教員が本研究科設置後初めてサバティカル制度を活用し、国内の大学ではあるがサバティカル研修に従事した例が現れた。続いて、上述したとおり平成 28 年度にもサバティカル制度が利用され、台湾の法科院で在外研究が行われた（資料 D-1-1-1-4）（資料 D-1-1-1-5）。（中期計画番号 38）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
本研究科の設置目的や法科大学院をとりまく社会の厳しい状況下で、平成 25 年度から、サバティカルの資格や手続等をめぐり、本研究科のサバティカル規則の改訂の検討が行われた。本研究科の取組としては、必要十分になされたと評価できる。その成果として、上述のとおり、平成 27 年・同 28 年と 2 年続けてサバティカル制度の利用がみられた。
以上のことから、期待される水準にあると判断する。

４．　質の向上度の分析及び判定

分析項目Ⅰ　目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

（判定結果）質を維持している。
（判断理由）
本来、法曹養成研究科は、日本の司法試験を受験する学生を養成する高度職業人のための専門職大学院（法科大学院）であり、その性質上、法理論教育と実務教育を中心にカリキュラムが厳密に定められており、それに則った教育をしなければならないため、教育上の自由度はどの法科大学院でもあまりない。したがって、本研究科の特性上、国際的な教育活動に関しては、少なからず限界がある。そのような一定の枠が定められた教育体系の中においても国際的な観点を有する講義をできるだけ開講して、国際的やグローバルな観点からの評価基準も単位認定に盛り込み、国際的な場で活躍することが想定される人材も育成している。たとえば、本学修了生の中には、国際的な企業活動を行っている地元のメーカーの法務部門に採用された者もおり、このことは本研究科の国際化の観点からの教育成果を示すものである。
その他にも、日本の法科大学院制度開始後に日本の状況をみながら法科大学院制度を導入した韓国の法科大学院と協定を結び、その後、継続して日韓で法曹養成教育のあり方についての情報を交換し、本研究科の教育にそこで得られたものを反映してきた（平成 22 年１月～平成 26 年３月）。また、スペイン・台湾の法学院とは、本研究科教員の特別講演や共同研究・国際セミナーの開催といった学術的な交流も行い、互いの法制度についての相互理解も深めてきた（平成 26 年～平成 29 年５月）。
近年、本研究科の研究者教員には若手の割合が増えてきたが、これら若手研究者が科学研究費を取得し、積極的に海外へ調査に行くなどしている。
今回の平成 28 年度・同 29 年度の評価期間については、前回の評価期間（平成 22 年度～25 年度）に比べ、本研究科の国際的活動の範囲は拡大しており、国際化の面での本研究科の成果は向上してきたと評価できよう。
以上のことから、質を維持していると判断する。

Ⅴ　管理運営に関する自己評価書

１．管理運営の目的と特徴

・本研究科における教育・研究活動を円滑に行うため、管理運営体制として、専任教員で構成する法曹養成研究科教授会を置き、その下に、管理･運営に関する重要事項や運営方針等を審議する運営委員会を置いている。
・事務組織として、人文社会科学系事務課を置き、総務担当（３名）及び教務担当（２名）により教育研究のサポートを行っている。
・自己点検・評価については、研究科発足以来定期的に自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（法科大学院認証評価）を実施している。
・本研究科に係る活動については本研究ウェブサイトにて公表しており、特に教員紹介においては、教員の専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有していることを示す資料を掲載し、随時更新している。
・市との連携により、人吉市及び天草市へ巡回無料法律相談を実施し住民の相談に応じるとともに、地域固有の法的課題の把握に努めている。

［想定する関係者とその期待］
　以上の目的・特徴に照らして、本研究科では、在校生及び修了生、及び地域住民等の関係者を想定し、在校生及び修了生からは快適な学習環境（施設設備等）を提供すること、地域住民からは自身の抱える法的課題を解決すること等の期待を受けている。

２．優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】
・平成 16 年の研究科発足以降、定期的に自己点検・評価及び外部評価を実施しており、２回の法科大学院認証評価においていずれも適格認定を得ている。さらに評価結果に係る PDCA サイクルが組織として定着している。
・教員の専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有していることを示す資料を、本研究科ウェブサイトに掲載している。

【改善を要する点】
・学生募集停止により、学生数減少及び予算規模縮小の状況で、利用状況を踏まえた学生の学習環境の整備や保守、更新が今後の課題である。

３．観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ　管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

観点１　管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

（観点に係る状況）
　本研究科は、教育課程の編成、学生の入学・修了及び教員人事等に関する事項を審議するため、教授会を設置している（資料 E-1-1-1-1)。さらに教授会の下に研究科長、副研究科長及び主要委員会委員長で構成する運営委員会を設置し、研究科の基本方針等に係る重要事項を審議している（資料 E-1-1-1-2)。
　また、事務組織として、事務課長、副課長（２名)、総務担当（３名）及び教務担当（２名）を配置している。
　管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、研究科における関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している（資料 E-1-1-1-3)。

資料 E-1-1-1-1 教授会における審議事項等

第２条　教授会は、次に掲げる者をもって組織する。
（１）人文社会研究部の法学系の専任教員のうち、大学院法曹養成研究科（以下「本研究科」という。）の教育を担当するもの(兼担を除く。)
（２）法学部長及び副学部長
第３条　教授会は、学長が熊本大学教授会規則第 2 条第 2 項に定める事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
2　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び法曹養成研究科長(以下「研究科長」という。)がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
(1)　学生の除籍及び懲戒に関する事項
(2)　その他本研究科の教育研究に関する重要事項
3　実務家みなし専任教員(前条第 1 号に掲げる教員のうち、本研究科以外に本務を有するものであって、年間 6 単位以上の授業を担当し、かつ、本研究科の教育課程の編成等の運営に責任を有するものをいう。)は、研究科長候補者の選考に係る議決に加わることができない。

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則）

資料 E-1-1-1-2 運営委員会における審議事項等

第２条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
（１）研究科長
（２）副研究科長
（３）教務委員会委員長
（４）入試選抜委員会委員長（※H28年度募集停止）
（５）学生支援委員会委員長
（６）ＦＤ委員会委員長
（７）その他研究科長が必要と認めた者
第３条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。
（１）法曹養成研究科の基本方針に関すること。
（２）法曹養成研究科の管理･運営に関する重要事項
（３）法曹養成研究科教授会に提出する審議･報告事項の整理･調整に関すること。
（４）その他研究科長が必要と認めた事項

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科運営委員会規則）

資料 E-1-1-1-3　管理運営組織と事務組織、関係委員会との関連図

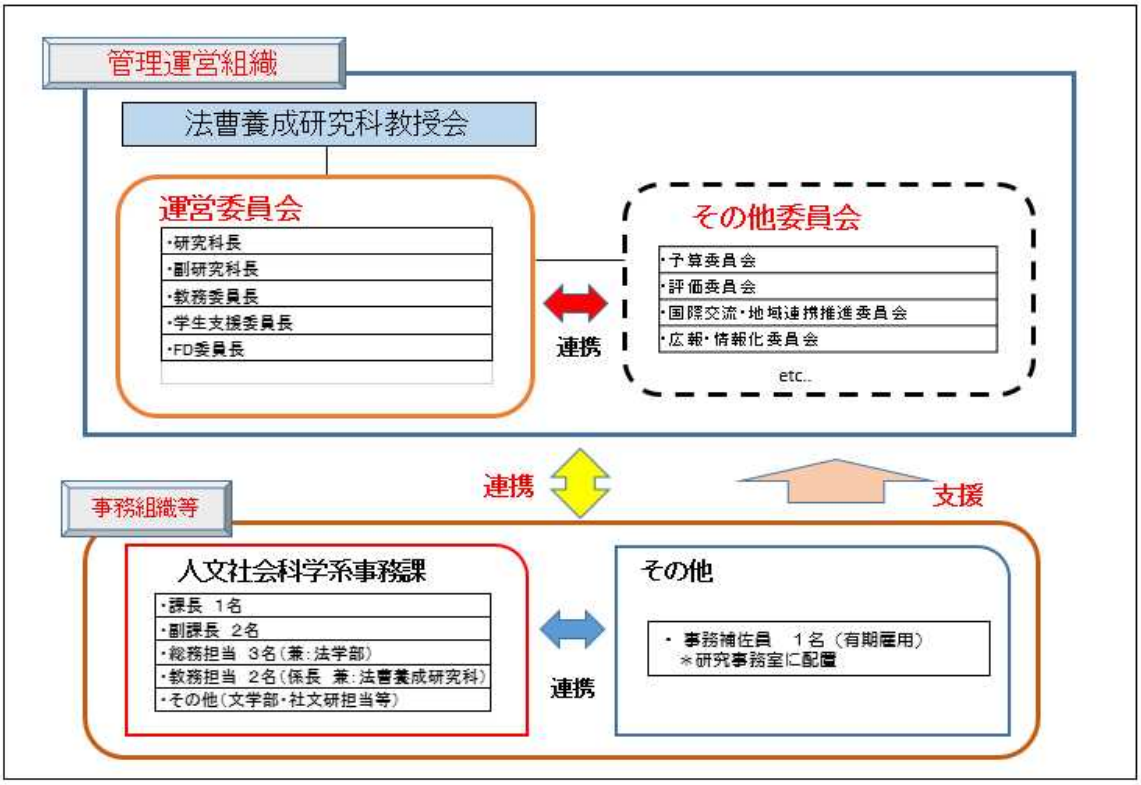

（出典：人文社会科学系事務課資料）

また、危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づき、人文系四部局における管理体制を構築している（資料 E-1-1-1-4）。また、災害への備えとして緊急連絡網の整備・自衛消防組織の編成等により不測の事態に備えるとともに、隔年ごとに消防・防災訓練を実施し多数の学生・教職員（H29 年度は約 110 名）の参加を得ている（資料 E-1-1-1-5、資料 E-1-1-1-6）。（中期計画番号 78）

資料 E-1-1-1-4　法曹養成研究科における研究不正の防止等の管理体制

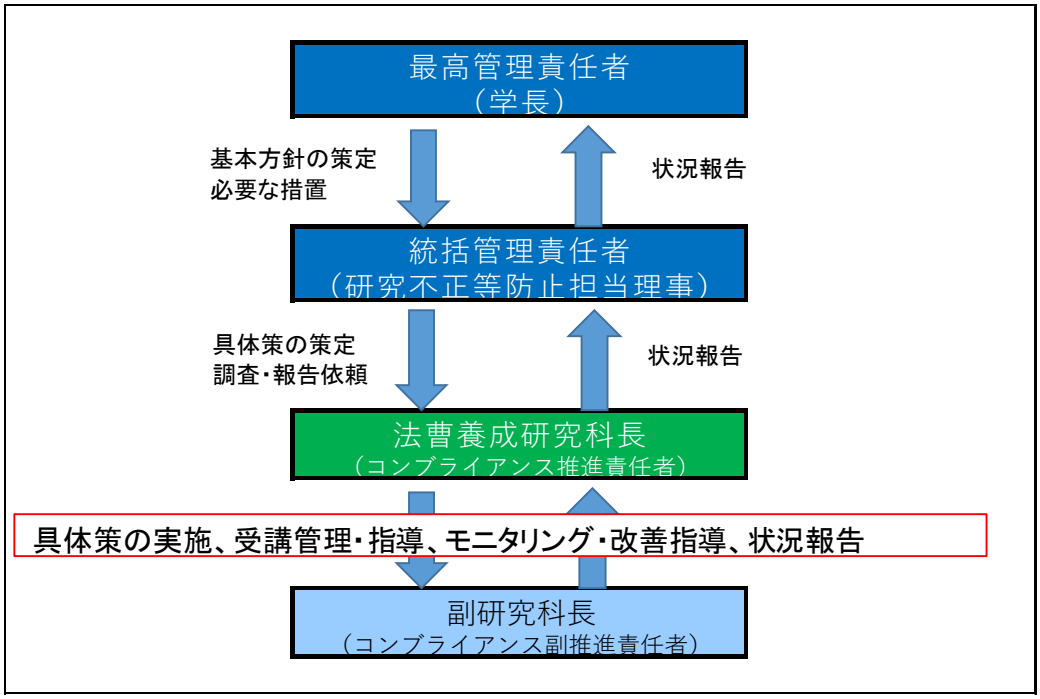

（出典：「熊本大学公正な研究活動及び公正な研究費の執行を推進する体制」より抜粋）

資料 E-1-1-1-5　災害発生時における緊急連絡網の整備状況

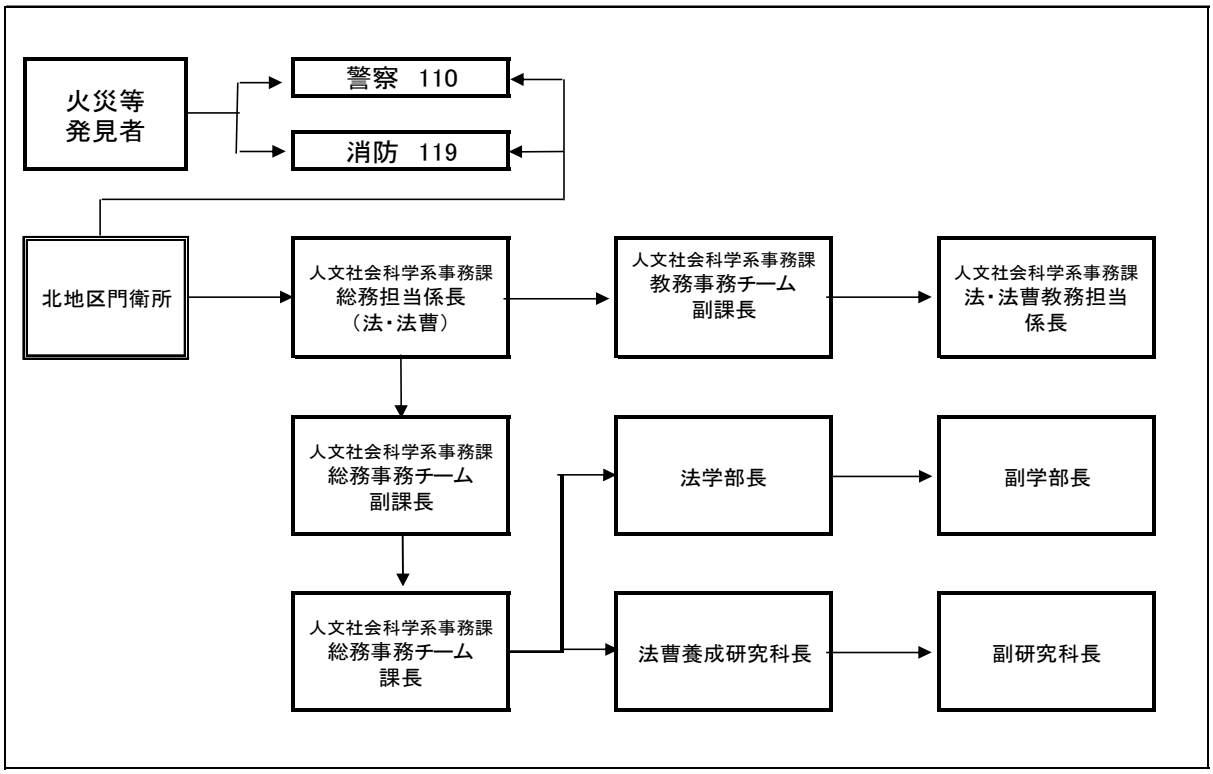

（出典：人文法学系における緊急連絡網）

資料 E-1-1-1-6 火災発生時の対応組織編成

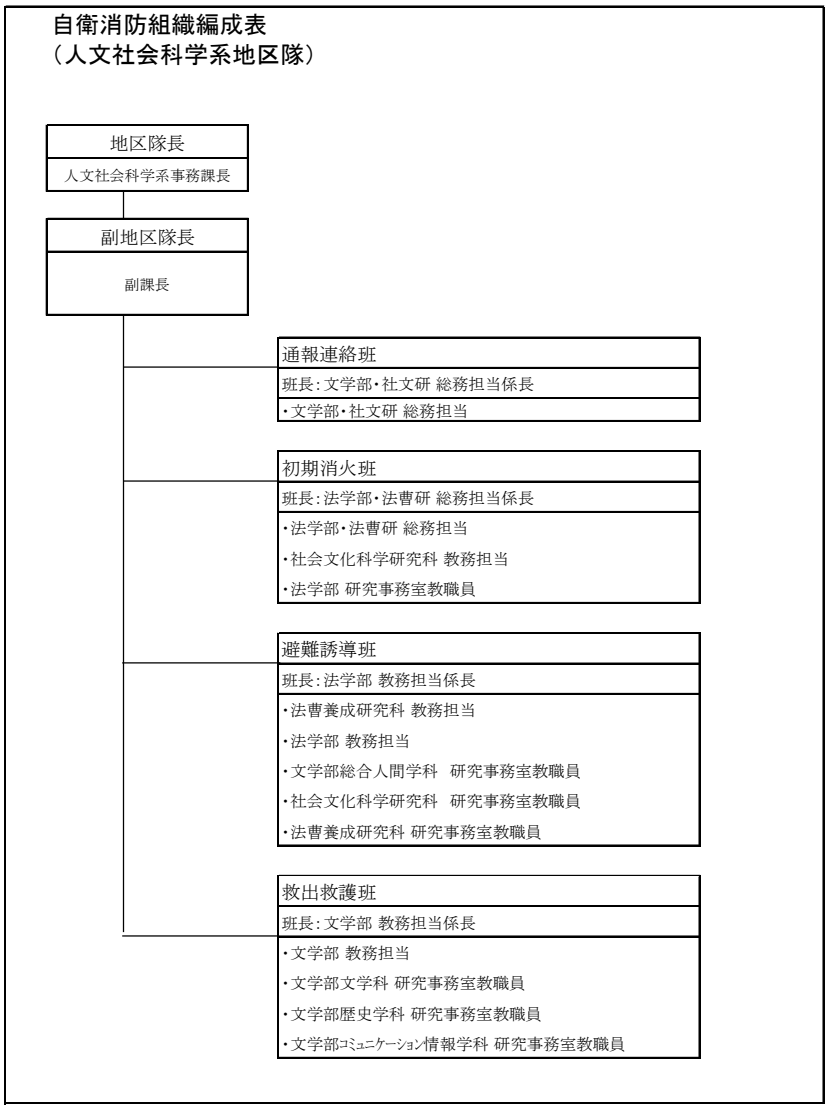

（出典：自衛消防組織編成表(人文社会科学系地区隊)

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科は教授会、運営委員会を設置し、関連の委員会及び事務組織との有機的連携体制を構築している。管理運営組織及び事務組織は適正な規模・機能を有しており、危機管理に対しても組織的に対応している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

学生からの意見等聴取のため、研究科長等と学生との懇談会を実施している（資料 E-1-1-1-7)。懇談会で出された要望等に対しては、その場であるいは関係委員会で検討の上、改善可能な事項については積極的に対応している。事務職員は、各種委員会に陪席し適時意見等を提示・提案している。さらに、定期的に学外有識者による外部評価を実施しており、指摘事項に対しては、改善に向けた取組を行っている（後掲：資料 E-1-2-1-4)。(中期計画番号 70)

資料 E-1-1-1-7　学生との懇談会の状況

開催日	要　望　事　項　等
H.28.6.17	① 自習室のパソコン、プリンターの調子が悪いので改善してほしい。 ② 自習室の図書の不足分を補ってほしい。 ③ 地震で休講期間があったにもかかわらず、試験時期を変更しなかった理由は何か。試験時期を先にずらしてほしい。 ④ 教務からの連絡やアンケートをできるだけメールでしてほしい。 ⑤ 今後、学生の減少に伴って自習室が使えなくなく可能性あるのか。
H.29.6. 8	⑥ 自習室（1階、2階）のパソコンの調子が悪い）再起動が求められる。 ⑦ 閉科後、自習室の利用はどうなるのか。決定する前に学生の意見を聞いてもらいたい。 ⑧自習室の問題はハード面であるがソフト面はどうなるのか。 ⑨アカデミック･アドバイザー（AA）による勉強会はどうなるのか。 ⑩ これまでは、先生だけではなく、事務を含めたチーム(組織）として学生支援を受けてきた。閉科後はどうなるのか不安である。

上記要望事項等に対する大学からの回答･対応
① 6月末までにパソコン3台の新規購入、入れ替えを行った。 ② 学生の希望図書をとりまとめの上、法曹養成研究科事務室経由で発注した。 ③ 教務FD委員会で再度審議した上、授業期間はスライドしていないなどに鑑み、試験期間は予定通りとした ④ メールの受信環境などを考慮すれば、周知の通り、情報発信は基本的にTKCにて、補助手段としてメールを用いていることにご理解頂きたい。 ⑤ 使えなくなることはない。自習室の使用方法については、今後注意喚起することあり得る。 ⑥ 確認の上、対応する。 ⑦ 閉科になっても、それから5年間は自習室を利用できる。ただ有効利用する必要がある。 ⑧ できるだけ学習支援を継続するようにしたい。例えばTKCの利用等については、閉科後も継続できるようにしたいと思っており、学長にもお願いしている。 ⑨ 継続の方向で考えている。万が一大学から予算措置ができない場合には、弁護士会からの協力も得られるはず。 ⑩ 学生の意見を踏まえ、今後は、法学部、そして事務を含めた新体制のもとで閉科の学生支援をどのようにしていくのかを検討していく必要がある。

（出典：人文社会科学系事務課資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科は、構成員及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的に設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。特に学生に関しては、研究科長のほか、学長との懇談会も定期的に実施しており、学修、経済及び生活支援面等の多岐にわたり状況・意見等を把握し、可能なものについては適宜運営に反映させている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。

（観点に係る状況）

本研究科の管理運営組織である運営委員会は、研究科長、副研究科長及び主要委員会委員長で構成されている。各委員は、全学の教学に係る主要委員会委員を努めており、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から、業務の運営・管理を行っている（資料 E-1-1-1-8)。全学委員会で得た情報、新規ルール等については、各委員より教授会で個別に報告が行われ、周知されている。また、各委員は、法科大学院認証評価において、自己点検・評価の実施から訪問調査の対応まで中心的役割を担い、組織における課題の把握から改善に至るプロセスを実践することを通じ、一層の資質向上を図った。

さらに、全学の教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修や、事務職員については、各職域に応じた学内外の研修受講を積極的に推進しており、資質の向上と自己研鑽に努めている（資料 E-1-1-1-9)。（中期計画番号 64）

資料 E-1-1-1-8　運営委員会委員が所属する主な全学委員会

全学委員会名	運営委員会委員
教育研究評議会	研究科長
部局長等連絡調整会議	
教育会議	副研究科長
大学評価会議	
教育会議大学院教育推進委員会	副研究科長、教務委員長
教務委員会	教務委員長
大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会調査専門委員会	
進路支援委員会	学生支援委員長
FD委員会	FD委員長

（出典：人文社会科学系事務課資料）

資料 E-1-1-1-9　事務職員（人文社会科学系事務課）の研修受講状況

職　　名	参加者数（人）＊		主な研修プログラム（主催）
	H28年度	H29年度	
事務課長	0	2	・熊本大学課長・副課長級職員を対象とした研修（学内） ・情報セキュリティ研修（事務部門指導者コース）（学内）ほか
副課長	1	4	・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修（学内） ・熊本大学課長・副課長級職員を対象とした研修（学内）ほか
係長	2	0	・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修（学内）
主任	1	0	・熊本大学学務系職員研修会（学内）

係員	9	5	・新採用事務職員研修（学内） ・採用２年次事務職員フォローアップ研修（学内） ・採用３年次事務職員フォローアップ研修（学内） ・熊本大学中堅職員研修（学内） ・熊本大学学務系職員研修会（学内） ・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修（学内） ・九州地区学生指導研修会（学外） ・労務関係実務担当者を対象とした研修（学内） ・共通スキル育成研修「英語研修（海外集中レッスン型）」（学内）
事務補佐員	0	0	
計	12	11	*参加者数は延べ人数

（出典：人文社会科学系事務課資料）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
運営委員会委員は、全学の政策決定過程への参画や法科大学院認証評価への対応等により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員についても様々な研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ　活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点　活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

（観点に係る状況）
本研究科は、教育活動等の状況について、自己点検・評価を実施している（資料 E-1-2-1-1）。研究科長及び各種委員会委員長等で構成する評価委員会を設置し、法科大学院認証評価及び各種評価に対応している。本 WG は運営委員会及び関係各委員会と有機的連携を図りつつ、評価の実施及び改善に向けた取組を行っている。さらに改善状況については運営委員会を中心に検証を行っており、評価の実施から改善に至る一連の体制を組織的に整備している。（資料 E-1-2-1-2）
なお、研究科独自の自己点検・評価としては、平成 28 年度に「自己点検・評価報告書〔第２号〕」としてとりまとめ、ウェブサイトにて公表している（資料 E-1-2-1-3）。（中期計画番号 70，72）・掲載箇所：http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/evaluation1.html

資料 E-1-2-1-1　本研究科における自己点検･評価の評価項目

（自己点検・評価の項目） 第２条　自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。 (1) 教育課程の編成 (2) 成績評価の状況 (3) 入学者選抜の状況 (4) 学生の在籍状況 (5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況 (6) 修了者の進路及び活動状況 (7) その他自己点検・評価委員会において必要と認めた事項

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科自己点検・評価規則）

資料 E-1-2-1-2　法曹養成研究科における評価実施体制図

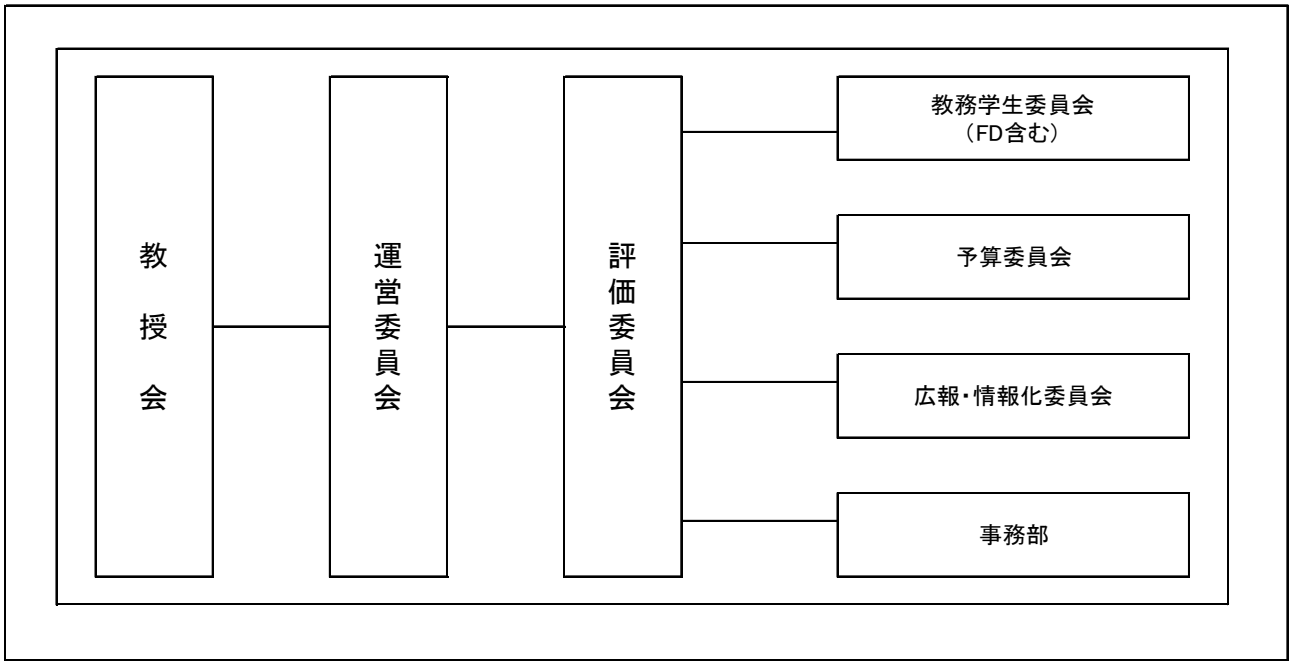

（出典：法曹養成研究科教授会資料）

資料 E-1-2-1-3　H28 年度実施の自己点検・評価における分析項目

第1章　教育の理念及び目標 1　教育の理念及び目標 2　特長及び課題等	第7章　学生の支援体制 1　学習支援 2　生活支援等 3（＊以下略）
第2章　教育内容 1　教育内容 2　特長及び課題等	第8章　教員組織 1　教員の資格及び評価 2　専任教員の配置及び構成 3（＊以下略）
第3章　教育方法 1　授業を行う学生数 2　授業方法 3（＊以下略）	第9章　管理運営等 1　管理運営の独自性 2　特長及び課題等
第4章　成績評価及び修了認定 1　成績評価 2　修了認定及びその要件 3（＊以下略） 第5章　教育内容等の改善措置 1　教育内容等の改善措置 2　特長及び課題等 第6章　入学者選抜等 1　入学者受入 2　収容定員及び在籍者数等 3　特長及び課題等	第 10 章　施設、設備及び図書館等 1　施設、設備及び図書館等 2　特長及び課題等 第 11 章　自己点検及び評価等 1　自己点検及び評価 2　情報の公開 3　特長及び課題等

（出典：「法曹養成研究科自己点検・評価報告書〔第 3 号〕平成 28 年 11 月」目次）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

定期的に自己点検・評価を実施し、さらには当該評価結果に基づく外部評価を実施している。評価の実施に際しては、評価委員会を中心に各種委員会との連携の下、課題の抽出

から改善に至る一連の実施体制を構築している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

（観点に係る状況）

本研究科においては、平成 28 年度に実施した「法曹養成研究科自己点検・評価報告書〔第３号〕」に基づき、平成 28 年 12 月に外部有識者による外部評価を実施した（資料 E-1-2-1-4）。外部評価の委員には、熊本県弁護士会長及び元会長を選出し、書面調査のほか、授業参観や施設見学を実施した。また、平成 29 年度には、３回目となる大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受審した（資料 E-1-2-1-5）。

これらの評価において指摘のあった事項については組織的に検討し、対応可能なものについては適宜改善を図った（後掲資料 E-1-2-1-6）。（法科大学院認証評価における指摘事項は平成 29 年度内に対応済。後掲資料 E-1-2-1-7）。（中期計画番号 70，71）

資料 E-1-2-1-4　平成 28 年度外部評価における意見・指摘事項等

●教育及び運営状況等は、機構基準を十分満たしている。
●1 人でも多くの司法試験合格に向け、引き続き在学生及び卒業生らへの十分な手当とともに、学生らの不安を払拭するためにも大学教員と学生との信頼関係がより一層強化されることを期待する。
●募集停止の中で、少なすぎる学生に対する授業方法の研究が必要である。

（出典：平成 28 年度「法曹養成研究科外部評価報告書」より抜粋）

資料 E-1-2-1-5　法科大学院認証評価結果（H29 年度受審）

Ⅰ　認証評価結果

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

●　満たしていない基準の具体的内容は、次のとおりである。
○　当該法科大学院においては、平成 28 年度から学生募集を停止し、当該法科大学院の教育を通じて、教育上の理念・目標を達成することが困難であると自ら判断している。このため、当該法科大学院の教育を通じて、教育上の理念・目標が達成されていないと判断する。

：

：

●当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。
○　当該法科大学院独自の学術奨励と経済援助を目的とする奨学金制度が整備されている。
○　教員の専門分野に関する能力を向上させることを目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。
●当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。
○　原級留置者が「可」だった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないため、履修指導の基準を明確にするとともに、履修指導の内容について公平性が担保されるようさらなる検討・改善を図る必要がある。

（出典：熊本大学法科大学院認証評価結果より抜粋）

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
定期的に自己点検・評価を実施し、当該評価結果に基づく外部評価を実施している。外部評価委員には学外有識者を選出し、教育内容から学生支援、施設・設備等に至る幅広い項目について意見・提案を聴取している。また、５年ごとに実施される法科大学院認証評価を受審している。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

（観点に係る状況）
上述の自己点検・評価及び外部評価の結果を受け、明らかになった課題等については、その改善に向け組織的な取組を行い、改善を図った。（資料 E-1-2-1-6、E-1-2-1-7）
このほか、教員の個人活動評価についても、教育、研究等の領域において、毎年度各教員が策定する年度計画の達成状況評価について研究科長がその内容を確認し、必要に応じ適切な助言等を行い必要な改善を図るとともに、教育・研究活動等の活性化を図っている。（中期計画番号 70）

資料 E-1-2-1-6　H28 年度実施の自己点検・評価結果及び改善状況

自己点検及び評価結果	改善状況
評価項目「教育の理念及び目標」において、厳格な成績評価を行う結果として、進級できない原級留置者を少なからず抱えており、法律未修者に対して法律基本科目の法律学に特有の基礎概念、法的思考方法とそれに基づく答案作成（リサーチ・スキルなど）をいかに修得させるかが、本研究科の重要かつ喫緊の課題となっている。	通常の講義で、各学生の抱える課題に沿って指導すると同時に、できる限り答案作成指導を行っている。課外では、アカデミック・アドバイザーによる基礎力養成ゼミおよび各教員による課外ゼミを実施することで、基礎力養成および答案作成能力を身につけられるよう支援している。
評価項目「教育の理念及び目標」において、司法試験の合格状況は、全国平均を下回る合格率であり、この合格状況の改善に向けて教育活動を今後一層充実させる必要がある。	在学生についてはまず基礎力の養成を第一に考えている。法務学修生については、アカデミック・アドバイザーによる答案作成指導を継続して行っている。この点につき、アカデミック・アドバイザー・学生・教員による懇談会を年２回程度開催し、意見交換を行って指導に生かしている。
評価項目「教育方法」において、学生募集停止により、在学生が減少する中で、双方向的・多方向的な議論ができる授業内容の工夫が一層必要である。	履修者が２人以上の場合には、各学生に対し議論を促す他、教員も別の立場から討論に加わることでコミュニケーション能力の涵養に努めている。一人授業の場合には、説の分かれる問題について反対説からの検討を示唆するほか、教員が学生と反対の立場に立って討論を試みるなど、多様な考え方が身につくよう工夫している。
評価項目「教育内容等の改善措置」において、とりわけ原級留置者による再履修科目について、教育内容・方法等の改善を図る必要がある。	各講義で可能な限り各学生の抱える課題に沿って指導している。課外では、アカデミック・アドバイザーによる基礎力養成ゼミおよび各教員による課外ゼミを実施することで、授業の予習ないし補完となるよう支援している。

評価項目「学生の支援体制」において、学生の募集停止はしても、支援体制を弱体化させることなく、今後、在学生・修了生を最後まで支援していくことが最大の課題である。	各講義で可能な限り各学生の抱える課題に沿って指導している。また、法務学修生に対するアカデミック・アドバイザー指導および教員による課外ゼミ指導を継続している。

（出典：熊本大学法科大学院平成 29 年度年次報告書より抜粋）

資料 E-1-2-1-7　法科大学院認証評価における指摘事項と対応状況

章	改善すべき点	対応状況
4 章	一部の授業科目において、成績評価における考慮要素について、平常点が一律満点、若しくはほぼ一律満点となっている授業科目があり、平常点の在り方についてさらなる検討・改善の必要があるとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。	（平成 30 年度） 当該科目について、いずれも当該担当教員の要求するレベルに達しているまたはこれに近い状況であったため、結果として平常点が一律満点、若しくはほぼ一律満点となった。 平常点の在り方については、全般的に検討し、更なる改善を図ることとする。
4 章	一部の授業科目において、答案等の厳格な採点を行っておらず、また、成績評価基準について教員への周知が十分でなく、絶対評価の授業科目であっても求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなどの評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないため、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。	（平成 30 年度） 成績評価基準については、数次にわたり全担当教員に対し基準を配布し注意を喚起している。また、定期試験後に全科目の評価分布を教授会・科目担当者会議等で示し、検討の対象としている。また、科目担当者会議では、各科目における指導方法・内容・到達目標が共有されている。
4 章	一部の授業科目の成績評価において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	（平成 30 年度） 成績評価基準については、数次にわたり全担当教員に対し基準を配布し注意を喚起している。また、定期試験後に全科目の評価分布を教授会・科目担当者会議等で示し、検討の対象としている。
4 章	兼任教員について、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格者数、成績分布等）が共有されていないため、成績評価に関するデータの共有方法について検討・改善を図る必要がある。	（平成 30 年度） 成績評価に関するデータは取扱注意情報であるため、兼任教員に一律に配布するのではなく、問合せを受けた場合に、教務学生委員会の許可および立ち会いの元、閲覧を許可していた。 今後は各授業を担当する兼任教員すべてに、教務学生委員会の立ち会いの元、データの閲覧の機会を設けるよう検討する。
5 章	授業改善のためのアンケート結果の集計に時間を要していることから、アンケートの結果が教育改善に適時に反映されるよう、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。	（平成 30 年度） 授業改善のためのアンケート結果の集計に時間を要するため、研究科独自の授業参観およびその検討会・科目担当者会議・学生との懇談会等を通じて情報を収集し、改善に活かしている。

（出典：熊本大学法科大学院平成 29 年度年次報告書より抜粋）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

定期的自己点検・評価結果に基づく外部評価を実施しており、さらには法科大学院認証評価を受審している。評価における指摘事項等に対しては組織的に対応し、PDCA サイクルが定着している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅲ　教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。（教育情報の公表）

観点　目的（学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。）が適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

（観点に係る状況）

本研究科は、学生便覧、ウェブサイト（全学及び本研究科）等の各種の表現媒体を通じ、本研究科の教育情報を積極的に公表している。さらに、それぞれの媒体を通じ法科大学院の目的・理念を公表し、教育上の理念及び目標を明確に示している（資料 E-1-3-1-1）。特に、本研究科が養成する法曹像については、モデルを明確化し、各種、表現媒体を通じ公表するとともに、FD 等を通じ、教員間における情報の共有に努めている。（中期計画番号 72）

資料 E-1-3-1-1　本研究科の理念・目標等の公表例

（出典：本研究科ウェブサイト）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

学生便覧、ウェブサイト等の各種、表現媒体に教育情報を掲載することはもちろん、講義やインストラクターによる学生指導の場などを通じ、学生への丁寧な説明に取り組むとともに、インストラクター会議を通じ、教員間の意識の共有が図られている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

（観点に係る状況）

本研究科は、学生便覧、ウェブサイト（全学及び本研究科）等の各種の表現媒体を通じ、本研究科の教育情報、教育上の理念及び目標を公表し、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッションポリシーを明確に示している（資料 E-1-3-1-2）。（中期計画番号 72）

資料 E-1-3-1-2　ディプロマ・ポリシーの公表例

習得すべき知識･能力 １．高度な専門的知識・技能及び研究力 法理論の基礎的知識のみならずその応用的能力をもち、法理論に裏付けられた実務的能力を身に付け、専門的な法的ニーズにも対応できる高度な能力を持っている。 ２．学際的領域を理解できる深奥な教養力 幅広い教養を備え、法的な専門的知識のみならず、法に隣接する歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的観点から、人間や社会の在り方について物事を全体的に把握する能力を修得している。 ３．グローバルな視野と行動力 外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて､物事を相対的･批判的に把握する力を身に付け、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている。 ４．地域社会を牽引するリーダー力 地域住民の社会生活における様々なニーズだけではなく企業や地方団体の幅広い要求にも対応して法的サービスを提供する能力を修得している。

（出典：本学公式ウェブサイト「学位授与の方針」）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

各種、表現媒体に教育情報を掲載することはもちろん、カリキュラム･ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッションポリシーについては、ウェブサイト及び各種媒体を通じた周知が徹底されている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条に規定される事項を含む。）が公表されているか。

（観点に係る状況）

教育研究活動等についての情報の公表に関し、法科大学院案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト（全学及び本研究科）等の各種媒体を通じ積極的に公表している。（資料 E-1-3-1-3 及び資料 E-1-3-1-4）さらに、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果を「熊本大学大学院法曹養成研究科自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じ公表している（前掲資料 E-1-2-1-3）。また、大学院紀要（熊本ロージャーナル）を発行し、社会に向けた積極的な公表に取り組んでいる。（中期計画番号 72，74）

資料 E-1-3-1-3　本研究科における教育研究活動等の公表例

●概要 ・研究科長あいさつ ・法科大学院の理念・目標、組織 （収容定員及び在籍者数を含む） ・教員紹介	●進路 ・修了者の状況 ・キャリア支援
●教育 ・履修内容（成績評価、進級及び教育方法を含む） ・カリキュラム ・学習支援 ・教育研究プロジェクト	●入試・学費 ・入試情報 ・過去の入学試験問題 ・学費・奨学金 ・入試説明会
●施設 ・施設案内	●附属属臨床法学教育研究センター ・ローセンター
●評価 ・自己点検・評価 ・認証評価	●FAQ ・Q＆A

（出典：本研究科ウェブ・コンテンツ）

資料 E-1-3-1-4　本研究科教員紹介・プロフィール（フォーマット）

教員氏名（ふりがな）　・・・	
最終学位／学歴	・・・
主要職歴	・・・
専攻分野	・・・
担当科目	・・・
研究テーマ	（２つ以内）
主要業績	（最近５年間の３編）
社会貢献活動	（学外の委員会、審議会等）

（出典：本研究科ウェブサイト(教員紹介)）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

教育研究活動等については、教員の担当する専門分野における教育上又は研究上の業績をはじめ、高度な教育上の指導能力を有することを示す資料がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表している。

また、専任教員については、その専門知識を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表しており、社会に向けた情報発信に取り組んでいる。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅵ　教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。（施設・設備）

観点　教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

（観点に係る状況）

本研究科の設備は資料 E-1-4-1-1 の通りである。未改修施設の老朽化や、学生数減少にともなう利用状況を踏まえた学習環境の整備への対応が遅れていることが問題となっている。耐震化については全学的な施設整備がなされている。また、学生が利用しうる建物入口にはすべてスロープが設置されており、文法棟・全学教育棟にはエレベーターが設置され、少なくとも１カ所の入口は自動ドアである（資料 E-1-4-1-2)。防犯については、自習室棟への入口はカードキーで解錠する方式で、外部者の侵入はできない。また、自習室棟の道路側には照明灯が設置されている。

平成 29 年度には、防犯カメラを文法棟及び共用棟黒髪６の適切な場所に設置した。

（中期計画番号 75）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

十分に活用できていない施設が一部あり、全学教育棟にはエレベーターはあるものの講義室からは相当に離れている。とはいえ、資料 E-1-4-1-1 の施設の多くは有効に利用されている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

資料 E-1-4-1-1　本研究科における教育・研究施設

（１）研究科長室　１室　45 ㎡　文法棟２階
（２）教員研究室　21 室　441 ㎡　文法棟２階・南棟１～４階
（３）講義室　１室　67 ㎡　全学教育棟Ｅ１階・Ｆ１階
（４）演習室　１室　31 ㎡　全学教育棟Ｆ１階
（５）自主ゼミ室　３室　86 ㎡　文法棟２階
（６）法曹養成研究科自主ゼミ室　１室　49 ㎡　文法棟２階
（７）法廷教室　１室　98 ㎡　全学教育棟Ｆ３階
（８）遠隔講義室（兼講義室）　１室　90 ㎡　全学教育棟Ｆ２階
（９）準備室　１室　15 ㎡　全学教育棟Ｆ２階
（10）自習室棟　１棟（自習室２室・談話室・ロッカー室等）　326 ㎡
（11）学生指導室　１室　21 ㎡　文法棟２階
（12）キャリア支援室　１室　21 ㎡　文法棟２階
（13）非常勤講師室　１室　21 ㎡　文法棟２階
（14）法科大学院研究事務室　１室　21 ㎡　南棟１階
（15）印刷室　１室　21 ㎡　南棟１階
（16）附属臨床法学教育研究センター　105 ㎡
（会議室１室、リーガル・クリニック室１室）

（出典：国立大学法人等施設実態調査より作成）

資料 E-1-4-1-2　文・法学部棟におけるバリアフリー設置の状況

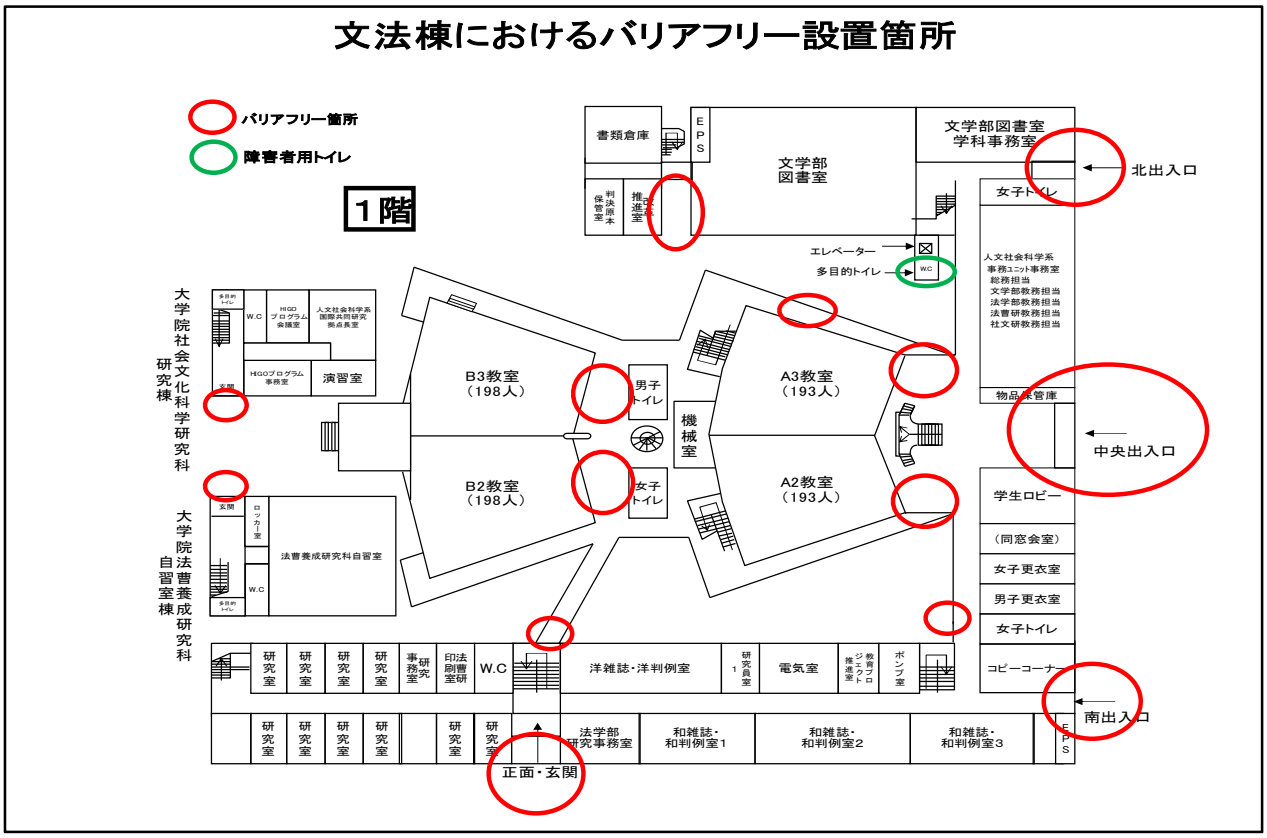

（出典：人文社会科学系事務課資料）

観点　教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

（観点に係る状況）

本研究科の学生にはそれぞれ ID が与えられ、熊本大学法科大学院教育支援システム(TKC)が利用できる（資料 E-1-4-1-3)。このシステムでは、電子シラバス・電子教材（レジュメ等）の受け渡しの他、付属の LLI 統合型法律情報システム（ロー・ライブラリー）により、判例・文献検索が利用でき、学外からのアクセスも可能である（資料 E-1-4-1-4)。自習室棟には 10 台の共用 PC およびプリンターが設置されており、開室時間中はいつでも利用可能である。また、無線 LAN も整備されており、大学内では自由にネットワーク利用ができる環境が整えられている。(中期計画番号 77)

資料 E-1-4-1-3　熊本大学法科大学院教育支援システム(TKC)

（出典：法科大学院教育支援システム）

資料 E-1-4-1-4　LLI 統合型法律情報システム

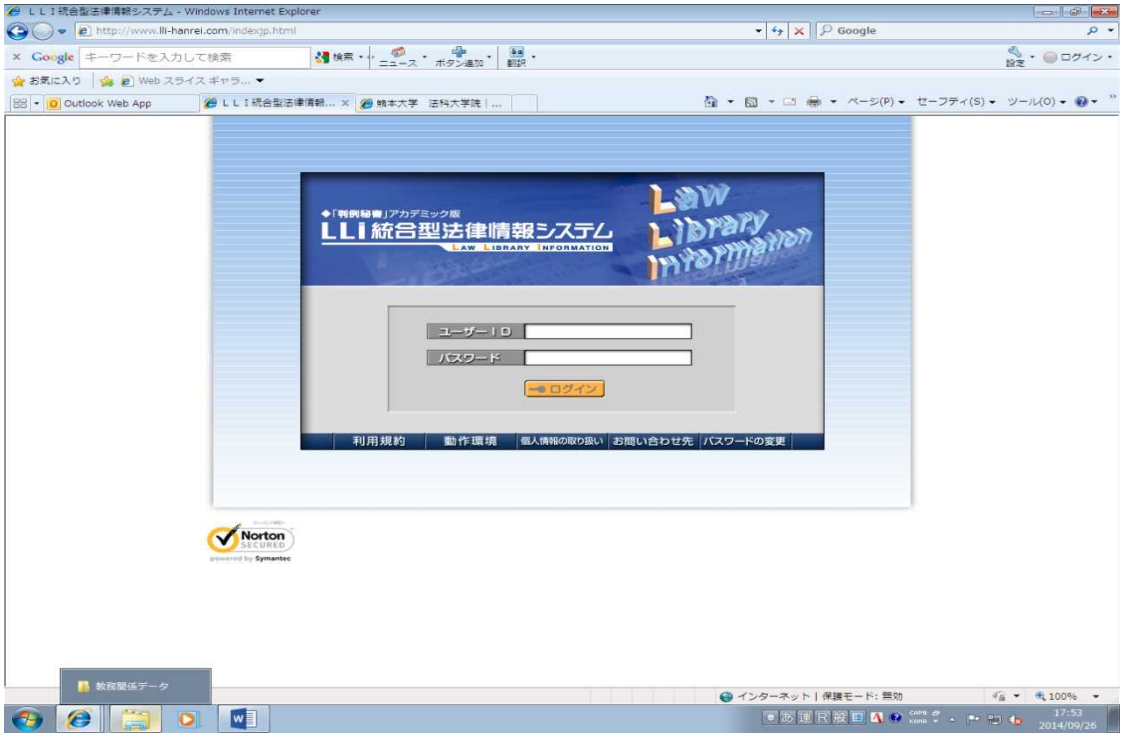

（出典：LLI 統合型法律情報システム）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

学内外から判例検索、文献検索が利用可能な教育支援システムは講義の予習･復習等の学習に有効である。また、学生は自習室棟からもこれらのシステムを自由に利用することができる。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

（観点に係る状況）

まず、自習室棟には基本図書が下記資料 E-1-4-1-5 の通り整備されており、開室時間中は自由に利用できる。また、文法棟 1 階に法学部図書室が設置されており、専門図書・雑誌が備置されている。より詳しい学習・研究のためには、熊本大学付属図書館の利用が可能である。さらに、上記のように、ロー・ライブラリーにより、判例検索・文献検索が可能である。(中期計画番号 14)

資料 E-1-4-1-5　自習室所蔵の図書数

分　野	冊数	分　野	冊数
法学一般	100	民事訴訟法	313
別冊ジュリスト判例百選	105	刑事訴訟法	207
憲法	265	国際私法	94
行政法	104	労働法	122
民法	342	その他	551
私法判例リマークス	24	新司法試験問題集	74
商法	183	最高裁判判例解説　民事篇	84
刑法	202	最高裁判判例解説　刑事篇	63
総　　数		2833	

（出典：法曹養成研究科研究事務室資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

自習室棟の基本図書は、教員が講義に役立つものとして選書するほか、学生の希望を聞いて収集されている。禁帯出であるが、自習室棟には専用コピー機が設置され、複写が可能である。より詳しい資料の閲覧には法学部図書室・附属図書館が利用できる。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点　自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

（観点に係る状況）

学習場所の確保として、自習室には各学生 1 台の専用キャレルが設置されている（キャレル総数 128 席)。ソフト面では、まず、自主学習支援として、熊本県弁護士会と連携し、当研究科修了生を中心とする若手弁護士(アカデミック･アドバイザー)による勉強会(論文作成演習ゼミ、基礎力養成ゼミ)が開催されている（資料 E-1-4-1-6)。また、教員監修または学生のみの自主ゼミが多く存在し、場所としては上述の演習室、談話室、自主ゼミ室の他、自習室棟の談話室、学生指導室が利用できる。(中期計画番号 14)

資料 E-1-4-1-6　若手弁護士による勉強会の開催状況（平成 29 年度）

1. 論文作成演習ゼミ

・実施期間：平成29年8月18日～平成30年3月2日

・時間：19:00～21:00

・場所：F103教室

	月 日	担当者	科目
第1回	平成29年8月18日（金）		H25 民法
第2回	平成29年8月25日（金）		H26 民法
第3回	平成29年9月1日（金）		H25 会社法
第4回	平成29年9月8日（金）		H26 会社法
第5回	平成29年9月15日（金）		H25 民事訴訟法
第6回	平成29年9月22日（金）		H26 民事訴訟法
第7回	平成29年9月29日（金）		H25 憲法
第8回	平成29年10月6日（金）		H26 憲法
第9回	平成29年10月13日（金）		H25 行政法
第10回	平成29年10月20日（金）		H26 行政法
第11回	平成29年10月27日（金）		H25 刑法
第12回	平成29年11月10日（金）		H26 刑法
第13回	平成29年11月17日（金）		H25 刑事訴訟法
第14回	平成29年11月24日（金）		H26 刑事訴訟法
第15回	平成29年12月1日（金）		H27 民法
第16回	平成29年12月8日（金）		H27 会社法
第17回	平成29年12月15日（金）		H27 民事訴訟法
第18回	平成29年12月22日（金）		H27 憲法
第19回	平成30年2月9日（金）		H27 行政法
第20回	平成30年2月16日（金）		H27 刑法
第21回	平成30年3月2日（金）		H27 刑事訴訟法

2. 基礎力養成ゼミ

・実施期間：平成29年5月18日～平成29年12月21日

・時間：19:00～20:30

・場所：F104教室

	月 日	担当者
第1回	平成29年5月18日（木）	不開講
第2回	平成29年6月1日（木）	
第3回	平成29年6月15日（木）	
第4回	平成29年6月29日（木）	
第5回	平成29年7月13日（木）	
第6回	平成29年8月10日（木）	
第7回	平成29年8月24日（木）	
第8回	平成29年9月7日（木）	
第9回	平成29年9月21日（木）	
第10回	平成29年10月5日（木）	
第11回	平成29年10月19日（木）	
第12回	平成29年11月2日（木）	
第13回	平成29年11月16日（木）	
第14回	平成29年11月30日（木）	
第15回	平成29年12月7日（木）	
第16回	平成29年12月21日（木）	

（出典：人文社会科学系事務ユニット資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

各自専用のキャレルを利用できることは、講義外での学習に非常に有効である。上記勉強会は、対象学生の過半数が利用し、好評である。自主ゼミは数多く開催されており（教育領域参照）、学生指導室の利用を認めるなどの措置で場所は何とか確保できている状況である。しかし、夜間の時間帯に行われる場合、鍵の管理など課題は残っている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

４．　質の向上度の分析及び判定

（１）　分析項目Ⅰ　管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。

（判定結果）質を維持している。

（判断理由）

事務組織（人文社会科学系事務課）については、H22 年度の事務改編に伴い、業務の総点検を実施し、第２期中期目標期間（以下、「第２期」という。）と同様に効率化・合理化が図られている。危機管理については、消防・防災訓練の実施（H29）やコンプライアンス体制の構築等を継続しており、質を維持していると判断する。

（２）　分析項目Ⅱ　活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

（判定結果）質を維持している。

（判断理由）

本研究科は、規則に基づく自己点検・評価、外部評価及び第３者評価（法科大学院認証評価、中期目標期間評価）を第２期に続き定期的に実施しており、法科大学院認証評価（平成 29 年度において適格との認定は得られなかったものの、各評価結果については、評価実施体制に基づき、改善に繋げている。これら一連の PDCA サイクルが組織として定着していることから、質を維持していると判断する。

（３）　分析項目Ⅲ　教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。（教育情報の公表）

（判定結果）質を維持している。

（判断理由）

大学のウェブサイト、SOSEKI システム、本研究科のウェブサイト、学生便覧、パンフレットなど、多様な表現媒体を活用することで、教育研究活動等について積極的な公表がなされている。また、単に情報を掲載するだけでなく、インストラクターによる面談など、フェイス・トゥ・フェイスによる丁寧な説明が実施されている。以上のことから、質を維持していると判断する。

（４）　分析項目Ⅳ　教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。（施設・設備）

（判定結果）質を維持している。

（判断理由）

教育研究活動に必要な施設・設備は、安全・防犯についても配慮の上、整備･維持されている。ICT 環境、学習・研究資料ともに期待される水準にあり、また、自主学習支援のための設備・人的支援体制も、第２期と同様に充実し、いずれも有効に活用されている。以上のことから、質を維持していると判断する。

Ⅵ　男女共同参画に関する自己評価書

１．男女共同参画の目的と特徴

本学では、男女共同参画社会の実現のために大学が担うべき役割と責任を果たすべく、「熊本大学男女共同参画推進基本計画」（平成 19 年３月 26 日）を策定している（以下、「計画」という）。前記計画は、本学における男女共同参画推進の目標、方針、推進体制等について基本的事項を定めたものであり、大学及び各部局は、これに基づき、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくことが期待されている。

本研究科は、法曹養成機能を有する専門職大学院として、全学的にも社会的にも男女共同参画社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。そこで、本研究科では、前記計画に掲げられた方針に基づき、５つの推進計画を立て、計画の達成に努めている。推進計画及び具体的な取組み事項は下記の通りである。

1.男女の機会均等の実現
①女性教員の比率が全体の 30%以上となるよう努力する。
②公募文書に男女共同参画を推進している旨明記する。ウェブサイトに公募要領を記載する場合、男女共同参画の取組みについての広報ページにリンクさせる。
③教職員の業績評価等に際しては、出産・育児・介護等に従事したことを配慮できるものとする。
2.男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進
(1)女性教員・女性院生の相互交流・情報交換を積極的に行う。
①新たなパワー・ハラスメントの火種にならないよう十分留意しつつ、効率的な助言システムを検討する。
②部局内あるいは近接部局との間で女性研究者の交流会を実施する。
(2)男女共同参画推進委員会において、教員・院生等の待遇等で性別による不公正がないかどうかを点検し、必要な対応を行う。
3.就労・就学と家庭生活との両立支援
①仕事の配分について、出産・育児・介護等の事情に配慮する。
②会議等については、子をもつ者に対して参加が困難にならないような時間設定を行うなど、子育て中の教職員が不利とならないような職場慣行を確立する。
③家庭をもつ院生について、就学指導の充実に努める。
4.政策・方針決定への女性の参画の拡大
①教授における女性比率を増大できるよう努力し、目標を 20%以上とする。
②部局の政策を決定する会議への女性参加を推進する。部局内で女性委員長１名以上及び運営委員会委員１名以上を目標とする。
③全学委員会の女性委員１名以上を目標とする。
④教員の採用・待遇等について、性別による偏見がないかどうかについて点検し、必要があれば改善を求める。
5.苦情申立・救済システム
現行のインストラクター制度を充実させ、ジェンダー問題にも対応できるようにする。

［想定する関係者とその期待］

想定される関係者は、本研究科の教職員及び院生であり、前記具体的な取組みの早期達成が期待される。

２．優れた点及び改善を要する点の抽出

（前記「１．男女共同参画の目的と特徴」で掲げた推進計画及び具体的な取組み事項（以下、「事項」という）の番号に対応。以下同じ。）

【優れた点】

1.男女の機会均等の実現（事項①・②）

・専任教員に占める女性教員の比率が全体の 30%を超えている。

・教員採用の場において、男女共同参画の理念が実現されている。

3.就労・就学と家庭生活との両立支援（事項①から④）

・職員については、職務の分掌、会議の開催日程等において、学生については、就学指導等において、「ワーク・ライフ・バランス」を保障するよう配慮がなされている。

・平成 25 年度より、長期履修制度が導入されている。

【改善を要する点】

4.政策・方針決定への女性の参画の拡大（事項①）

・平成 25 年４月１日現在、教授における女性比率は目標の 20%に達していない。

5.苦情申立・救済システム

・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応については全学のシステムに委ねられており、独自のシステムを持たないため、今後なお検討を要する。

３．観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ　目的に照らして、男女共同参画に向けた活動が適切に行われていること。

観点　男女共同参画推進の方針等に照らして、当該方針等に基づいた活動が適切に行われていること。

（観点に係る状況）

1.男女の機会均等の実現

前記の通り、教員公募の際には、公募要領において男女共同参画の理念に基づいた採用を行う旨を明記している。下の表の通り、本研究科では、平成 26 年度では専任教員に占める女性教員の比率が全体の 25%であったが、27 年度以降は 35%を占めるに至り、事項①を達成している。全学との比較、近接部局との比較においても高い数値を示している（資料 Z-1-1-1-1）。

また、平成 22 年度より、公募に際しては、公募文書に男女共同参画を推進している旨明記するとともにウェブサイトに、公募要領を記載する場合には男女共同参画の取組みについての広報ページにリンクさせている（事項②）。

なお、事項③については、申し合わせ等の作成はしていないが、了解されていると考えられる。申し合わせ等の作成については、今後、必要に応じて検討する。

資料 Z-1-1-1-1　専任教員数に占める女性教員の割合

年度	性別	教授	准教授	講師	助教	合計	女性教員の割合
H26	男	7	4	1	0	12	25%
	女	1	3	0	0	4	
H27	男	6	4	1	0	11	35%
	女	2	4	0	0	6	
H28	男	6	4	1	0	11	35%
	女	2	4	0	0	6	
H29	男	6	4	1	0	11	35%
	女	2	4	0	0	6	

（出典：人文社会科学系事務課資料）

2.男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進

女性院生については、後述のインストラクター制度で考慮している。教員相互については、制度の必要性も含めなお検討する。現在は、任意に相談に応じている状況である（事項(1)①)。なお､法曹養成研究科及び関係学部等の有志による交流会が年１回程度行われ、男女共同参画に関する問題点の共有や情報交換に努めている（事項(1)②)。

教員・院生等の待遇等で性別による不公正の有無については、男女共同参画委員会で、公開された資料等のチェックを行っており、とくに院生の状況については、インストラクター会議等で情報交換をしている（事項(2))。

3.就労・就学と家庭生活との両立支援

本研究科では、子育てに従事する男性教員及び女性教員について、職務の分掌、会議の開催日時等に配慮している（事項①・②)。明文の申し合わせ事項はないが、了解事項と考えられている。また、職業や家庭をもつ院生に対しては、インストラクターや講義担当者においてこれに配慮した就学指導を行っている（事項③)。

4.政策・方針決定への女性の参画の拡大

平成 29 年４月１日現在、教授における女性比率は目標の 20%に達した。もっとも、女性教授２名のうち１名は全学委員会・常置委員会等に関与しない実務家教員であることから引き続き、教授における女性比率の増大に向けての努力が必要である（事項①)。

ただし、本研究科では参加資格を教授に限らない委員会等が多いため、部局全体の会議のほとんどについて女性委員が参加している。下記の表の通り、平成 28 年度を除いて、女性が委員長である委員会が少なくとも１つあり、運営委員会においても４名中１名が女性委員である（事項②)（資料 Z-1-1-1-2)。なお、平成 28 年・29 年とも、全学委員会の女性委員に少なくとも１名が参加しており、前記計画は達成しているが（事項③)、なお積極的な参画が期待される。なお、教員の採用・待遇等における性別による偏見の有無についての点検は、未実施であるが、上記のような現状においては、特に問題ないと思われる（事項④)。(中期計画番号 54,55)

資料 Z-1-1-1-2　運営委員会における女性委員の状況　（○は女性委員）

構成	H26	H27	H28	H29
研究科長				
副研究科長				
教務委員長				○
FD 委員長	○	○		○
学生支援委員長				
入試選抜委員会	○		／	／

（出典：人文社会科学系事務課資料）

5.苦情申立・救済システム

本研究科では、インストラクター制度を採用し、インストラクター連絡会議等で学生の情報を共有している。ほとんどの問題は、上記制度で対応できていると思われる。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては全学のシステムで十分であると考えられるが、現状では各インストラクター及び個別の教員が対応に当たっているため、上記システムの構築については、今後なお検討を要する。

（水準）期待される水準にある。
（判断理由）
上記観点ごとの分析において明らかになった通り、「２.男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進」、「５.苦情申立・救済システム」において若干の検討を要する点が散見されるが、全体において、本研究科における男女共同参画の目的を達成できている。
以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

４．質の向上度の分析及び判断
（判定結果）改善・向上している。
（判断理由）
専任教員に占める女性教員の割合は、前回の組織評価の時点（平成 26 年度）では 25%であったが、前記の通り、現在では 35%にまで向上している。このことは、本研究科における男女の機会均等、意識改革の促進、就労と家庭生活との両立支援等が相当程度において実現されていることを示すものである。このほか、上記観点ごとの分析からも明らかな通り、第２期中期目標期間終了時点と比較して、質は改善、向上しているといえる。